

礼文町国民保護計画

避難実施要領のパターン



令和5年4月
礼 文 町

目 次

第1章	総則	1
1	はじめに	1
2	目的	1
3	用語の定義	1
第2章	避難実施要領のパターンの概要	4
1	避難実施要領のパターン作成の意義	4
2	避難実施要領とは	4
3	避難実施要領のパターンについて	4
4	避難実施要領に関する法的根拠	5
第3章	避難措置に係る基本的事項	6
1	事態発生から避難誘導までの流れ	6
2	避難措置における関係機関の主な役割	11
3	避難の指示の伝達	12
4	避難実施要領の策定の流れ	12
5	避難実施項目に記載する項目	13
6	避難実施要領の策定の際における考慮事項	14
7	避難実施要領の内容の伝達等	14
8	想定される事態及び特徴	16
9	避難形態について	18
第4章	礼文町における避難措置の基本的事項	21
1	避難パターン（屋内避難を除く。）	21
2	島内避難について	21
3	島外避難について	21
第5章	避難実施要領のパターン	25
1	避難実施要領の様式	25
2	最小限の項目に限った様式	33
3	避難実施要領のパターン	35
第6章	避難実施要領作成における注意点	54
1	各種の事態に即した対応	54
2	避難誘導に係る情報の共有化、一元化	54
3	住民に対する情報提供の在り方	55
4	高齢者、障がい者等への配慮	55
5	安全かつ一定程度規律を保った避難誘導の実施	56
6	学校や事業所における対応	57
7	民間企業による協力の確保	57
8	住民の「自助」努力による取組みへの促進	57
第7章	資料編	58
1	町の地理的、社会的特性	58
2	礼文町の国民保護避難施設	64
3	海上・航空・陸上交通	65
4	観光客入込状況	72
5	離島の住民の避難に係る運送事業者の航空機や船舶の使用についての基本的な考え方	73

第1章 総 則

1 はじめに

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(以下「国民保護法」という。)が適用される事案(以下「国民保護事案」という。)が発生し、都道府県(知事)から避難の指示があったときは、国民保護法では、市町村(長)は、直ちに避難実施要領を定めなければならないとされている。

そして、国民の保護に関する基本方針(平成17年3月25日閣議決定。以下「基本方針」という。)では、迅速に避難実施要領が作成できるよう、市町村は複数の「避難実施要領のパターン」をあらかじめ作成しておくよう努めるものとされている。

そこで、避難実施要領を確認するとともに、国民保護事案の類型に応じた「避難実施要領のパターン」を作成するものとする。

2 目 的

本マニュアルは、武力攻撃事態等及び緊急対処事態において、国民保護法第35条の規定により作成した国民保護に関する礼文町計画(以下「町国民保護計画」という。)に基づき、避難の実施に関する事項を住民に示すとともに、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで、避難を迅速かつ円滑に行えるようにするために、態様に応じた避難実施要領のパターンを作成するものである。

3 用語の定義

本マニュアルにおける主な用語は、次のとおりとする。

- (1) 武力攻撃
我が国における外部からの武力攻撃をいう。
- (2) 武力攻撃事態
武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。
- (3) 武力攻撃予測事態
武力攻撃には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。
- (4) 武力攻撃事態等
武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全確保に関する法律(平成15年法律第79号。以下「事態対処法」という。)第2条第2項に規定する武力攻撃事態及び同条第3項に規定する武力攻撃予測事態をいう。
- (5) 緊急対処事態
事態対処法第22条第1項に規定する緊急対処事態
武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態(後日対処計画において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。)で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。
- (6) 存立危機事態
わが国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅

かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態をいう。

(7) 事態認定

武力攻撃事態であること、武力攻撃予測事態であること又は緊急対処事態であることを政府が認定することをいう。

(8) 対処基本方針

武力攻撃対処事態等に至ったとき、事態対処法に基づき政府が定める武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針をいう。

(9) 対処措置

対処法基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関事態対処法の規定に基づいて実施する措置をいい、武力攻撃を排除するために必要な自衛隊が実施する侵害排除活動及び国民保護措置などがある。

(10) 国民保護措置

国民保護法における「国民の保護のための措置」をいい、具体的には、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合においてその影響が最小となるようにするための措置をいう。(例：住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処に関する措置等)

(11) 国の対策本部

事態対処法に基づき対処基本方針を定められたときに、内閣に設置する事態対策本部をいう。

(12) 国の対策本部長

事態対処法に基づく国の対策本部の長をいい、内閣総理大臣（内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指名する国務大臣）をもって充てる。

(13) 基本方針

国民保護法における「国民の保護に関する基本方針」をいい、政府が、武力攻撃事態等に備えて、国民の保護のための措置に関してあらかじめ定める基本的な指針のことをいう。指定行政機関及び都道府県が定める国民保護計画並びに指定公共機関が定める業務計画の基本となる。

(14) 指定行政機関

事態対処法及び武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成15年政令第252号。以下「事態対処法施行令」という。）で定める中央行政機関をいう。

(15) 指定地方行政機関

事態対処法及び事態対処法施行令で定める指定行政機関の道内地方支分局等をいう。

(16) 指定公共機関

事態対処法及び事態対処法施行令で定める公共的機関（日本銀行、日本赤十字社など）など又は電気、ガス、輸送、通信などの公益的事業を営む法人をいう。

(17) 指定地方公共機関

道の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人等で、国民保護法の定めにより、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定するものをいう。

(18) 警報

国民保護法第44条第1項（緊急対処事案の場合は、同法第183条において準用する同法第44条第1項）の規定により、武力攻撃から国民の生命、身体又は財産を保護するために、国の対策本部長が発令する警報をいう。

(19) 要避難地域

国民保護法第52条第2項第1号（緊急対処事態の場合は、同法第183条において準用する同法第52条第2項第1号）に規定する住民の避難が必要な地域

(20) 避難先地域

国民保護法第52条第2項第2号（緊急対処事態の場合は、同法第183条において準用する同法第52条第2項第2号）に規定する住民の避難先となる地域（避難の経路となる地域を含む。）

(21) 避難措置の指示

国の対策本部長が、国民保護法第52条第1項（緊急対処事態の場合は、同法第183条において準用する同法第52条第1項）の規定により、関係都道府県知事（要避難地域及び要避難先地域を管轄する都道府県知事）に対して、直ちに、所要の住民の避難に関する措置を講ずべきことを指示するもの

(22) 避難の指示

避難措置の指示を受けた関係都道府県知事が、国民保護法第54条第1項（緊急対処事態の場合は、同法第183条において準用する同法第54条第1項）の規定により、住民の避難が必要な地域を管轄する市町村長を経由して、当該住民に対し避難を指示するもの

(23) 避難実施要領

市町村の住民に対し避難の指示があったときに、国民保護法第61条（緊急対処事態の場合は、同法第183条で準用する同法第61条）の規定により、当該市町村長が当該避難の実施に関し必要な事項を定めたもの

※ その他、国民保護に関する用語については、礼文町国民保護計画資料編を参照

第2章 避難実施要領のパターンの概要

1 避難実施要領のパターン作成の意義

町長は、我が国において武力攻撃事態等又は緊急対処事態が発生し、本町の住民に対して避難の指示がなされた場合に、避難実施要領を定めなければならない。

しかしながら、これらの事態が発生後に一から避難実施要領を短時間で作成することは事実上困難であるため、あらかじめ複数の事案を想定した避難実施要領のパターンを作成することで、当該避難の指示がなされた際に、迅速かつ円滑に避難実施要領を作成し、もって住民の確実な避難の実施を図ることである。

2 避難実施要領とは

国民保護法では、住民の避難に関する措置を行うにあたり、都道府県知事の避難の指示を行ったときは、市町村長は直ちに避難実施要領を定めて、その定めるところにより避難住民を誘導することとされている。

避難実施要領は、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、避難実施要領により定められた避難の経路、手段、誘導の実施方法、関係機関の配置等、具体的に避難住民の誘導を行うに際して必要となる事項は住民に伝達することとなる。

ただし、緊急の場合には、時間的余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容のものとする。

3 避難実施要領のパターンについて

国民保護事案が発生し、住民の避難が必要な状況では、通常、時間的な余裕が全くなく、速やかに避難住民の誘導を行うことが求められる。

しかし、実際に住民を誘導させるに当たっては、避難施設や避難の手段、避難経路、誘導員の配置等様々な事項について決定する必要があり、これらの検討を事案が発生してから始めるのでは、迅速に避難実施要領を作成することができず、誘導に至るまでかなりの時間を要することになってしまう。

このため、国が作成した「国民の保護に関する基本指針」（平成17年3月25日閣議決定。以下「基本指針」という。）においては、迅速に避難実施要領が作成できるよう、市町村は、関係機関（教育委員会など当該市町村の各執行機関、消防機関、都道府県、都道府県警察、海上保安庁、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の「避難実施要領のパターン」を平素から作成することによって、避難実施要領の記載内容や作成の手順について、一定の相場観やノウハウを培うことを目的としたものである。

ここで示す避難実施要領のパターンは、町国民保護計画第2編第2章第2節「避難実施要領のパターンの作成」において、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成するとされていることに基づくものである。

4 避難実施要領に関する法的根拠

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第102号） （市町村の実施する国民の保護のための措置）

第十六条 市町村長は、対処基本方針が定められたときは、この法律その他の法令の規定による市町村の国民の保護に関する計画で定めるところにより、当該市町村の区域に係る次に掲げる国民の保護のための措置を実施しなければならない。

- 一 警報の伝達、避難実施要領の策定、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置
- 二 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置
- 三 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- 四 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置
- 五 武力攻撃災害の復旧に関する措置

（避難実施要領）

第六十一条 市町村長は、当該市町村の住民に対し避難の指示があったときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、関係機関の意見を聴いて、直ちに、避難実施要領を定めなければならない。

2 前項の避難実施要領に定める事項は、次のとおりとする。

- 一 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- 二 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、避難の実施に関し必要な事項

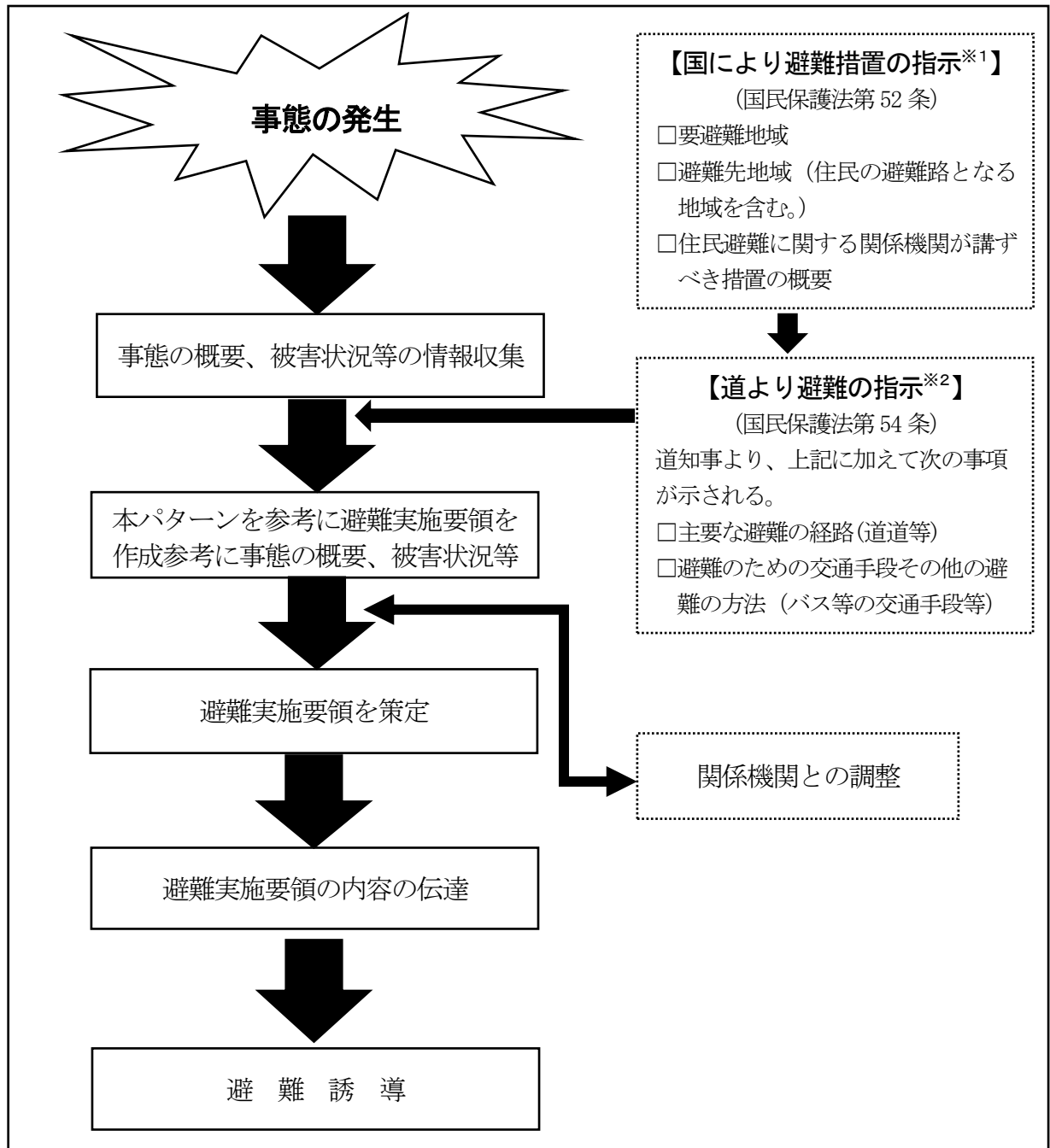
3 市町村長は、避難実施要領を定めたときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達するとともに、当該市町村の他の執行機関、当該市町村の区域を管轄する消防長（消防本部を置かない市町村においては、消防団長）、警察署長、海上保安部長等（政令で定める管区海上保安本部の事務所の長をいう。以下同じ。）及び政令で定める自衛隊の部隊等の長並びにその他の関係機関に通知しなければならない。

国民の保護に関する基本指針（平成17年3月25日閣議決定）（抜粋）

- 市町村は、関係機関（教育委員会など当該市町村の各執行機関、消防機関、都道府県警察、海上保安庁、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成しておくよう努めるものとする。
- 市町村は、当該市町村の住民に対し避難の指示があったときは、関係機関の意見を聴くとともに、国民保護計画や避難実施要領のパターン等に基づき、避難実施要領を策定するものとする。

第3章 避難措置に係る基本的事項

1 事態発生から避難誘導までの流れ



※1 【国から道への避難措置の指示の一例】

消 防 運 第 ○ ○ 号
令 和 ○ ○ 年 ○ 月 ○ 日

北 海 道 知 事 殿

総 務 大 臣

武力攻撃予測事態における避難措置の指示について（通知）

標記のことについて、別添のとおり、事態対策本部長から貴殿に対し、住民の避難に関する措置を講ずるよう指示がありましたので、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第52条第1項の規定に基づき通知します。

貴殿におかれましては、同法第54条の規定に基づく、要避難地域を管轄する市町村長を経由した、当該要避難地域の住民に対する直ちに避難すべき旨の指示を遺漏なく実施していただきますようお願いいたします。

(担当)

消防庁国民保護対策本部

別添

令和〇〇年〇月〇日

北海道知事殿

事態対策本部長

武力攻撃予測事態における避難措置の指示

北海道において発生した武力攻撃予測事態に関して、住民の避難を行うために、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第52条第1項の規定に基づき、貴職に対し、下記のとおり所要の住民の避難に関する措置を構ずるよう指示する。

記

1 避難の指示

2に掲げる地域にある者を3に掲げる地域に避難させる措置（屋内避難を含む。）を講ずること。

2 住民の避難が必要な地域（要避難地域）

北海道Aの全域

3 住民の避難先なる地域（避難先地域）

- ・ 2に掲げる地域のうち屋内の避難が可能な場合は屋内避難
- ・ それ以外の場合は近傍の避難施設に避難

4 住民の避難に関して関係機関が講ずべき措置の概要

関係機関は、住民の安全を確保しつつ、迅速に避難を実施するために必要な協力を関係地方公共団体に対して行うこととしている。

※2 【道から市町村への避難指示の一例】

北海道国民保護対策本部第〇号
令和〇〇年〇月〇日

A市長 〇〇 〇〇 殿

北海道知事 〇〇 〇〇

武力攻撃予測事態における避難の指示

本日、事態対策本部長から北海道知事に対し、避難措置の指示があったことに伴い、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第54条及び北海道の国民保護に関する計画に基づき、下記のとおり避難を指示します。

記

- 1 要避難地域
A市の全域
- 2 避難先地域
 - ・ 1に掲げる地域のうち屋内への避難が可能な場合は屋内避難
 - ・ 大手町一丁目、二丁目、三丁目及び四丁目については、当該地域以外の周辺で知事が指定する避難施設
 - ① B公民館 (B市X丁目X)
 - ② C小学校 (B市Y丁目Y)
 - ③ D中学校 (B市Z丁目Z)
- 3 住民の避難に関して関係機関が講ずべき措置の概要
 - (1) A市は、直ちに避難実施要領の作成を開始すること。
 - (2) 関係機関は、住民の安全を確保しつつ速やかに誘導して避難させるとともに、要避難地域への立入りを禁止する。
 - (3) 関係機関は、避難を行う際に留意すべき事項を住民に伝達すること。
- 4 避難経路
消防職員、消防団員、警察職員、自衛隊員の誘導に従い、最短のルートで速やかに区域外へ避難する。
- 5 避難のための交通手段
 - (1) B公民館、C小学校及びD小学校への移動は徒歩を原則とする。
 - (2) 大手町一丁目、二丁目、三丁目及び四丁目における避難行動要支援者の避難については、B市及び施設の福祉車両を使用し当該地域外の社会福祉施設へ避難する。

【担当】 北海道国民保護本部 事務局
電話：〇〇〇-△△△-×××
FAX：〇〇〇-△△△-×××

(別紙)

要避難地域：A市の全域

うち、大手町一丁目、二丁目、三丁目及び四丁目を図示すると、概ね以下の赤線で囲まれた地域のとおりである。



2 避難措置における関係機関の主な役割

実際に住民の避難に関する措置を行う場合の各関係機関の主な役割は、以下の事項が挙げられる。役割が重複する部分は、事態の状況や各機関の体制・能力等に応じて、町が主体となって業務を振り分ける。

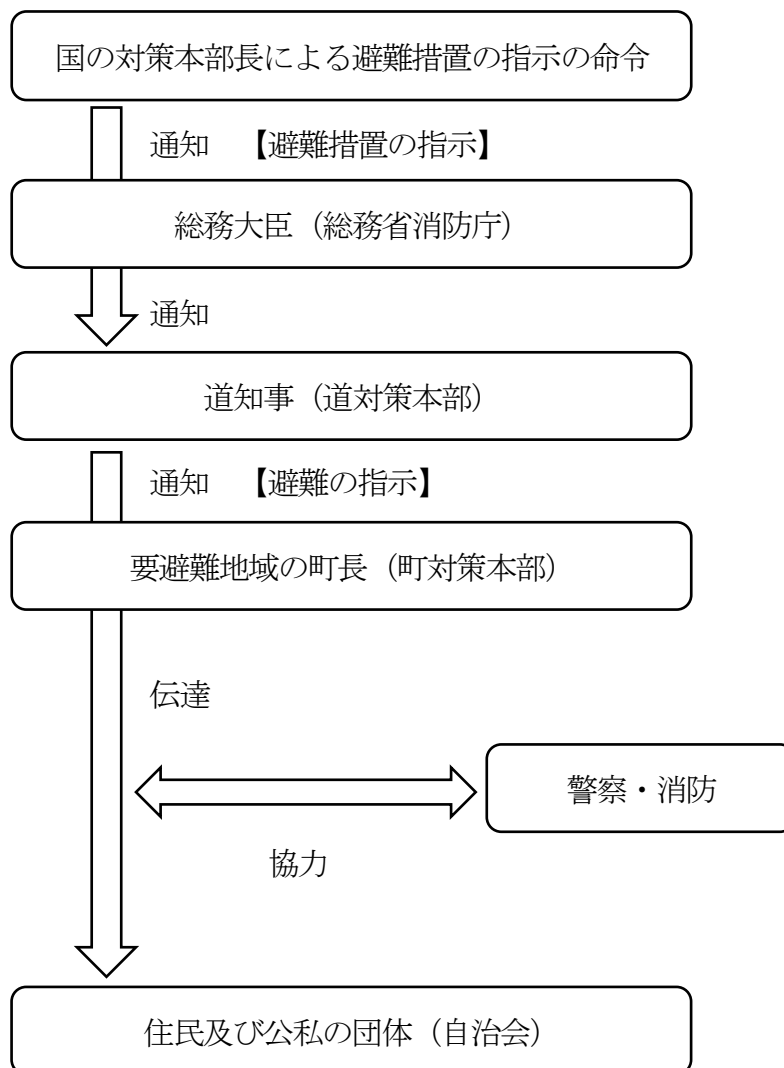
区分	道	礼文町	消防	警察	自衛隊	海上保安庁
要避難地域の決定	避難指示	警戒区域の設定	消防警戒区域の設定	立入禁止区域の設定		海上における警戒区域の設定
避難先施設の決定	避難先施設の提示	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者数の確認 ・施設収容可能人数の確認 ・一時集合の有無の検討 ・天候気象の状況の把握 		<ul style="list-style-type: none"> ・避難先の安全の確認 		
避難手段及び経路の決定	<ul style="list-style-type: none"> ・バス、トラック協会等の輸送力の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域事情を踏まえた経路や手段の提示、設定 ・避難行動要支援者の有無の確認 		<ul style="list-style-type: none"> ・交通規制、交通事情、警備体制 ・警察官の事前配置 		
避難指示の広報手段の決定		<ul style="list-style-type: none"> ・要避難地域内住民に対する避難場所の広報（IP告知放送、緊急速報メール、自治会長等への連絡） 		<ul style="list-style-type: none"> ・要避難地域内住民に対する避難の直接広報（避難場所の広報も含む。） 		<ul style="list-style-type: none"> ・船舶内に在る者に対する警報及び避難誘導の指示の伝達
避難誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・協定に基づくバス、トラック協会へ避難住民の輸送を依頼 	<ul style="list-style-type: none"> ・要避難地域外における避難場所への誘導 ・避難先における避難住民の確認 ・消防(団)、警察、自衛隊に避難誘導（避難行動要支援者の支援を含む。）の要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・要避難地域内外における避難場所への誘導、残留者の確認 ・避難誘導時の負傷者対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・要避難地域内外における避難場所への誘導、残留者の確認 ・避難行動要支援者所在場所（要避難地域内を含む）へ優先的に警察官を派遣 ・避難路周辺の新たな脅威の有無を確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・国民保護等派遣を命ぜられた場合、避難場所への誘導、残留者の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・海上における避難住民の誘導、安全の確保

参考：避難実施要領のパターンのつくり方（平成30年10月消防庁）に加筆

3 避難の指示の伝達

- (1) 町長は、道知事が迅速かつ的確に避難の指示を行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に道に提供する。
- (2) 町長は、道知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を住民に伝達する。

《避難指示の流れ》



4 避難実施要領の策定の流れ

- (1) 避難実施要領の通知・伝達が速やかに行えるよう、平素に避難実施要領を策定しておく。
- (2) 町長は、道知事から避難の指示を受けた場合は、指示の内容に応じた避難実施要領を的確かつ迅速に策定する。
- (3) 策定に当たっては、各執行機関、道、警察、消防、自衛隊等の関係機関の意見を聴いたうえで、避難の指示の内容に応じた避難実施要領を的確かつ迅速に策定する。
- (4) 避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

5 避難実施事項に記載する項目

【避難実施要領に定める事項（法定事項）法第 61 条第 2 項】

- ・ 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・ その他避難の実施に関し必要な事項

町長は、上記法定事項並びに道国民保護計画における「市町村の計画作成の基準」に基づき、原則、次に掲げる項目の避難実施要領について定める。

ただし、緊急な場合においては、事態の状況等を踏まえて、当初は法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容で作成するなど柔軟に対応する。

- ① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
- ② 避難先
- ③ 一時集合場所及び集合方法
- ④ 集合時間
- ⑤ 集合に当たっての留意事項
- ⑥ 避難の手段及び避難の経路
- ⑦ 町職員の配置等
- ⑧ 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への対応
- ⑨ 要避難地域における残留者の確認
- ⑩ 避難誘導中の食料等の支援
- ⑪ 避難住民の携行品、服装
- ⑫ 緊急連絡先

6 避難実施要領の策定における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点を考慮する。

- ① 避難の指示の内容の確認
(地域ごとの避難の時期、優先度、避難の形態)
- ② 事態の状況の把握 (警報の内容や被災状況の分析)
- ③ 避難住民の概数把握
- ④ 誘導の手段の把握 (屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難 (運送業者である指定公共機関等による輸送))
- ⑤ 輸送手段の確保の調整 (※輸送手段が必要な場合)
(道との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)
- ⑥ 避難支援プランの作成
- ⑦ 避難経路や交通規制の調整 (具体的な避難経路、警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)
- ⑧ 職員の配置 (各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定)
- ⑨ 関係職員との調整 (現地連絡調整所の設置、連絡手段の確保)
- ⑩ 自衛隊等の行動と避難経路や避難手段の調整 (道対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応)

7 避難実施要領の内容の伝達等

町長は、避難実施要領の策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、町長は、直ちに、その内容を町の他の執行機関、消防庁、警察署長、その他の関係機関に通知する。

さらに、町長は報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

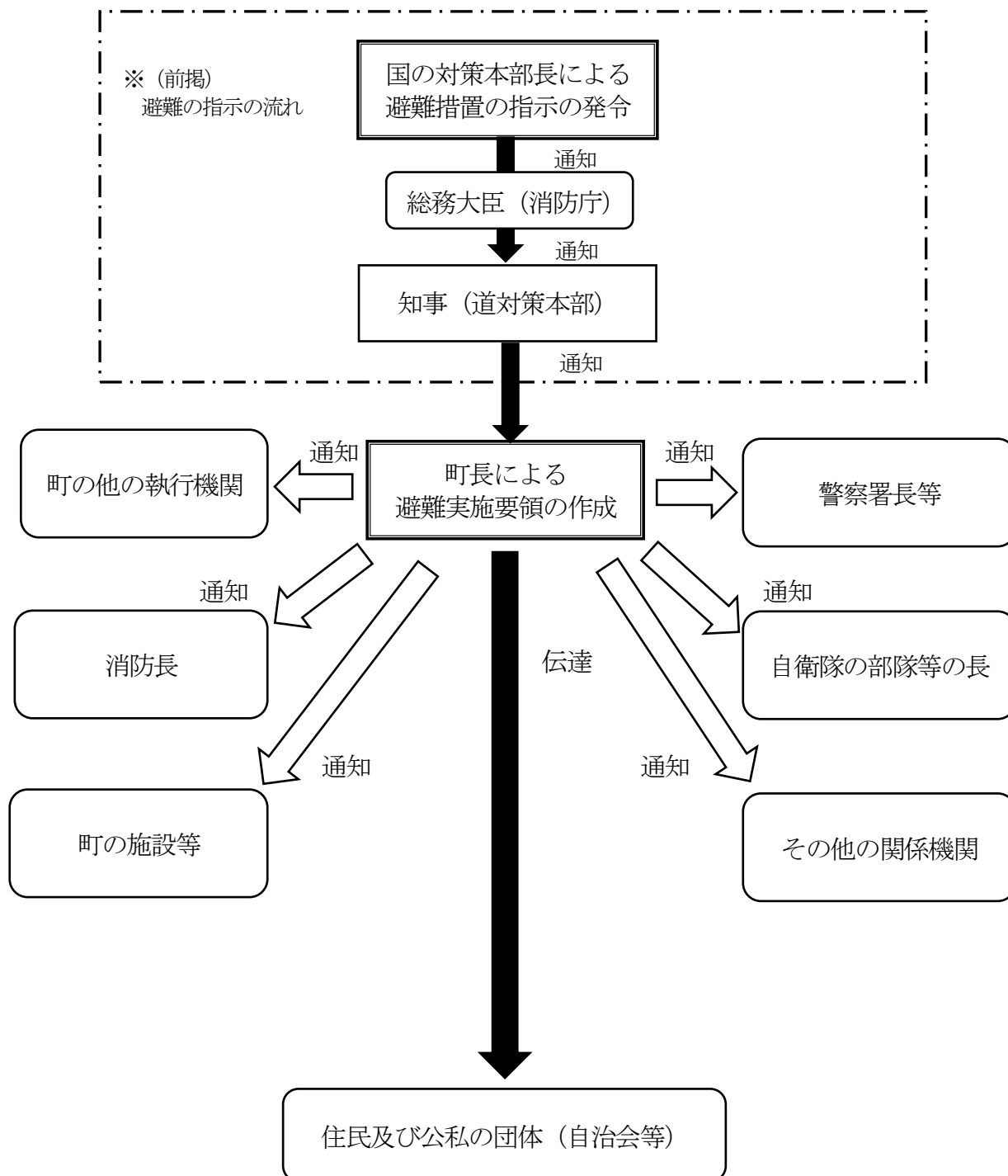


図 町長から関係機関への避難の指示の通知・伝達の仕組み

【関係機関の連絡調整窓口】

道 警

- (1) 平素における避難実施要領パターン作成・見直しに係る連絡調整窓口
町の国民保護協議会委員である警察署と綿密な意見交換を行いつつ作成する。

道 警	担当課	電話番号
旭川方面稚内警察署	警備課	0162-24-0110

- (2) 有事における避難実施要領作成の要請にかかる連絡調整窓口
関係する警察署に協力依頼する。
(※避難実施要領の通知先については法第61条に基づき、関係する警察署長である。)

海上保安部

- (1) 平素における避難実施要領パターン作成・見直しにかかる連絡調整窓口
町の国民保護協議会委員である海上保安本部と綿密な意見交換を行いつつ作成する。

管轄区域	海上保安本部	電話番号
稚内市・留萌振興局管内 (天塩郡に限る。) 及び 宗谷総合振興局管内	稚内海上保安部	0162-22-0118

- (2) 有事における避難実施要領作成の要請にかかる調整窓口
関係する海上保安部に協力要請する。
(※避難実施要領の通知先については法第61条に基づき、関係する海上保安部長である。)

自衛隊

- (1) 平素における避難実施要領パターン作成・見直しにかかる連絡調整窓口
町を担任する国民保護協議会委員の機関と綿密な意見交換を行いつつ作成する。

区域名	部隊名	職名	電話番号
礼文町	陸上自衛隊第3即応機動連隊	連隊長	第3科 01654-3-2137 (内 203)

- (2) 有事における避難実施要領作成の要請にかかる調整窓口
法第61条、令第8条の規定により連絡窓口は、旭川地方協力本部である。
(※避難実施要領の通知先も同様である。)

自衛隊の部隊等の長等	電話番号	備考
旭川地方協力本部長	総務課 0166-51-6060	法定窓口
当該市町を担任する 協議会担任部隊 (第3即応機動連隊)	第3科 01654-3-2137 (内 203)	旭川地方協力本部に連絡が 取れない場合に限る。

8 想定される事態及び特徴

避難を円滑に進めるためには、発生事態の特性に適切に対応することが重要である。

国民保護事案は、武力攻撃事態及び緊急対処事態に分類される。

武力攻撃事態及び緊急対処事態における避難誘導は、時間的余裕のあるなしや被害の範囲が広い場合と狭い範囲では特性が大きく変わることから、類型及び特徴を次の通り示した。

(1) 武力攻撃事態の類型

武力攻撃事態とは、我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態、又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められる事態をいう。

武力攻撃事態の想定は、武力攻撃の手段、その規模の大小、攻撃パターンなどにより異なる。各事態の特徴については以下のとおりであり、避難の留意点は下記のとおりとする。

区 分	特 徴
着上陸侵攻	<ul style="list-style-type: none"> ・国民保護措置を実施すべき地域が広範囲にわたるとともに、期間が比較的長期に及ぶことも想定される。 ・船舶により上陸する場合は、沿岸部が当初の侵攻目標となりやすい。 ・航空機による場合は、空港に近い地域が攻撃目標となりやすい。船舶が接岸容易な地域に近接している場合には、特に目標とされやすい。
ゲリラ・特殊部隊による攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ・事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が発生することが想定される。 ・被害は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定される。
弾道ミサイル攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ・発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で着弾地域を特定することが極めて困難であり、さらに、極めて短時間で着弾が予想される。 ・弾頭の種類（通常弾頭であるのか、核・生物・化学弾頭であるのか）を着弾前に特定することは困難であり、弾頭の種類に応じて被害の様相や対応が大きく異なる。
航空攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ・弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また、攻撃目標を特定することは困難である。 ・都市部の主要施設やライフラインのインフラ施設が目標となることが想定される。 ・攻撃の意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。

(2) 緊急処理事態の類型

緊急処理事態とは、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて、多数の人を殺傷する行為が発生した事態、又は発生する明白な危険が切迫していると認められる事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいい、後日、武力攻撃事態に設定される事態に認定される事態も含む。

そのうち、本町が該当する事態として、大量殺傷物質による攻撃の特徴については以下のとおりである。

各事態の特徴については、以下のとおりである。

区 分		特 徴
危険性を内在する物質を有する施設等への攻撃		<ul style="list-style-type: none"> ・原子力事業所等やダム破壊、石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵地等の爆破、危険物積載船への攻撃が行われた場合、爆発及び火災により、住民等に被害が発生する。 ・建物、ライフライン等が機能不全に陥り、社会的活動等に支障をもたらすおそれがある。
大規模集客施設・大量輸送機関への攻撃		<ul style="list-style-type: none"> ・大規模集客施設、ターミナル駅等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。
交通機関を用いた攻撃		<ul style="list-style-type: none"> ・攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害が発生するおそれがある。 ・爆発・火災の規模によっては、建物・ライフライン等も甚大な被害を受け、社会活動等に支障をきたすおそれがある。
大量殺傷物質による攻撃	放射性物質等	<ul style="list-style-type: none"> ・核兵器による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能による残留放射線によって生ずる。 ・放射性降下物による被害は、一般的には熱線や爆風による被害よりも広範囲の地域に拡大することが想定される。 ・ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、爆発による被害と放射能による被害をもたらす。
	生物剤による攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ・生物剤は、人に知らせることなく散布することが可能である。 ・発症するまでの潜伏期間に、感染した人々が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。 ・ヒトを媒介とする天然痘等の生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。
	化学剤による攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ・化学剤は、一般に地形や気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほううように広がる。 ・特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類により異なる。

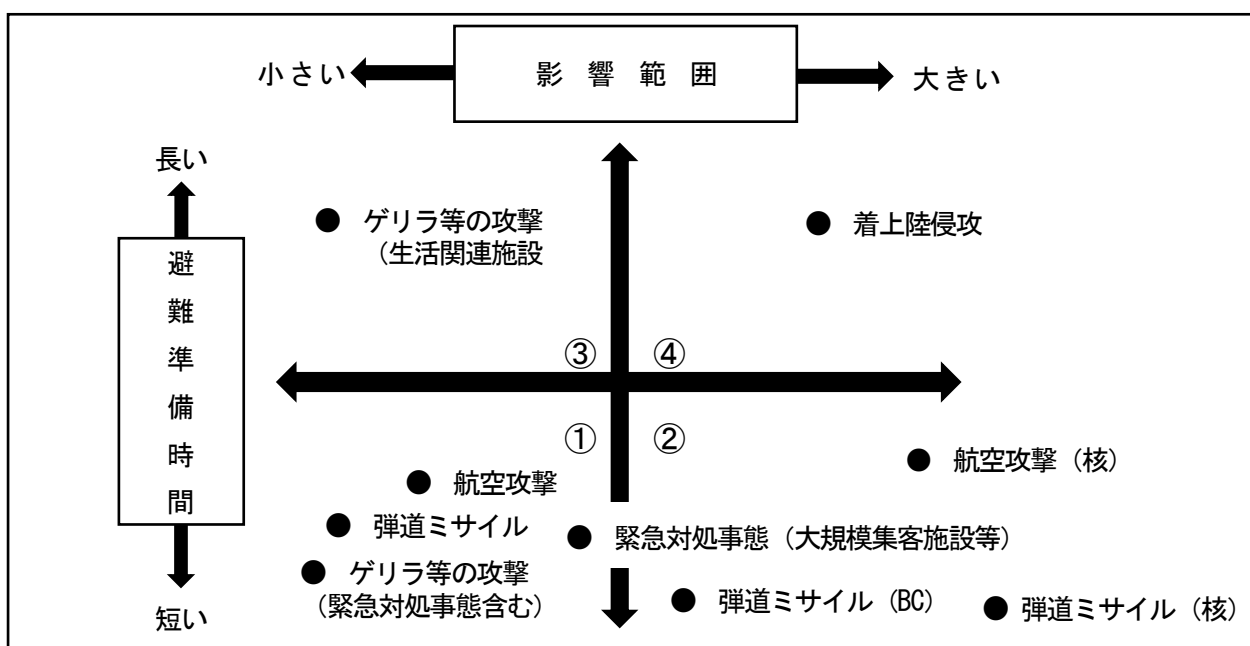
9 避難形態について

国民保護事案が発生した場合又は発生の予兆が見られる場合、町は国や道の指示の下、住民を避難誘導することとなる。避難の形態を避難準備及び影響範囲より、大きく分類すると、「屋内避難（自宅及び近傍の建物への避難）」、「島内避難（避難場所へ避難）」、「島外避難」の3形態となる。また、一時的に屋内避難を行い、その後、島内避難や島外避難をする場合も想定される。さらに、その事案の中で、一部地域に屋内避難を、別の地域には島内や島外避難を求めるといった場合もありうる。

住民の避難誘導を行う場合には、これらの避難形態に加えて、事態、地域、避難させる住民、時期等の特性を考慮して避難の具体的な方法を検討する必要がある。

(1) 避難形態分類

避難準備時間及び攻撃の影響範囲の程度による避難のパターンを整理すると、以下の図のような分類が可能である。



【避難の基本的な考え方】

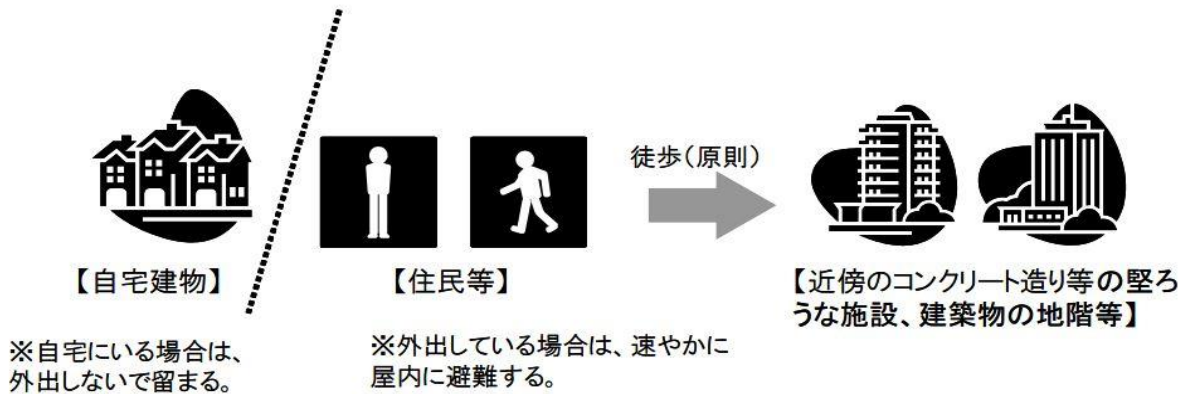
避難の基本的な考え方を以下にまとめる。

事態に大きさ	避難の内容	避難の場所
①突発的で影響範囲が小さい事態	直ちに家の中や近傍の堅牢な建物等に避難し、状況により島内・島外へ避難	第1段階：屋内避難 第2段階：島内・島外避難
②突発的で影響力が大きい事態	直ちに近傍の堅牢な建物等に避難し、影響の低減を待って広域的に避難	第1段階：屋内避難 第2段階：島外避難
③時間余裕がありかつ影響範囲が小さい場合	ゲリラ等による攻撃が局地的に予想された場合、島内の影響の少ない地域へ避難させる。	島内・島外避難
④時間的余裕がありかつ影響範囲が広範囲な事態	計画的に島外へ広域的に避難	島外避難

(2) 突発的で影響範囲が小さい事態

基本的な避難形態：直ちに家の中や近傍の堅牢な建物等に避難する。（屋内避難）

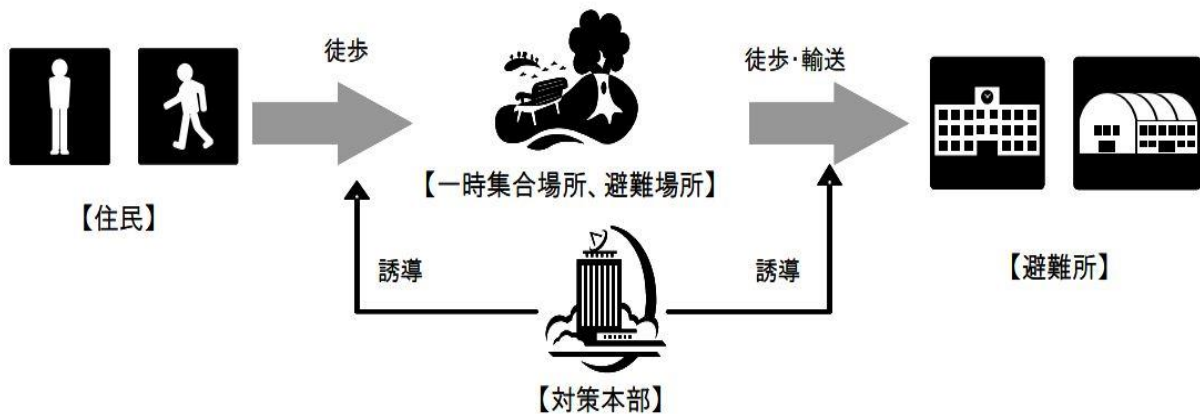
- ① ゲリラ等による攻撃
 - ・ 攻撃当初は、屋内に一時退避させ、その後安全措置を講じつつ適切な場所に避難させる。
 - ・ 状況により、緊急通報の場合、避難の指示、警戒区域の指定等適宜に適した処置が必要となる。
- ② 弾道ミサイル攻撃（通常弾頭）
 - ・ 発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達等により被害を最小限にとどめる。
 - ・ 当初は、できるだけ近傍のコンクリート等堅牢な施設内へ避難を指示
 - ・ 着弾後に被害状況を把握した上で、事態の推移や弾頭の種類に応じ必要な措置を講じつつ他の安全地域へ避難させる。
- ③ 航空攻撃
弾道ミサイル攻撃と同様の対処となる。



(3) 時間的余裕がありかつ影響範囲が小さい事態

基本的な避難形態：ゲリラ等の攻撃が局地的に予測された場合、島内の影響の少ない地域の避難場所へ避難させる。

- ① ゲリラ等による生活関連施設への攻撃が予測された事態
 - ・ 警察、自衛隊等により安全を確保した上で避難させる。



(4) 突発的で影響範囲が大きい事態（弾道ミサイル（BC、核）、航空攻撃（核））

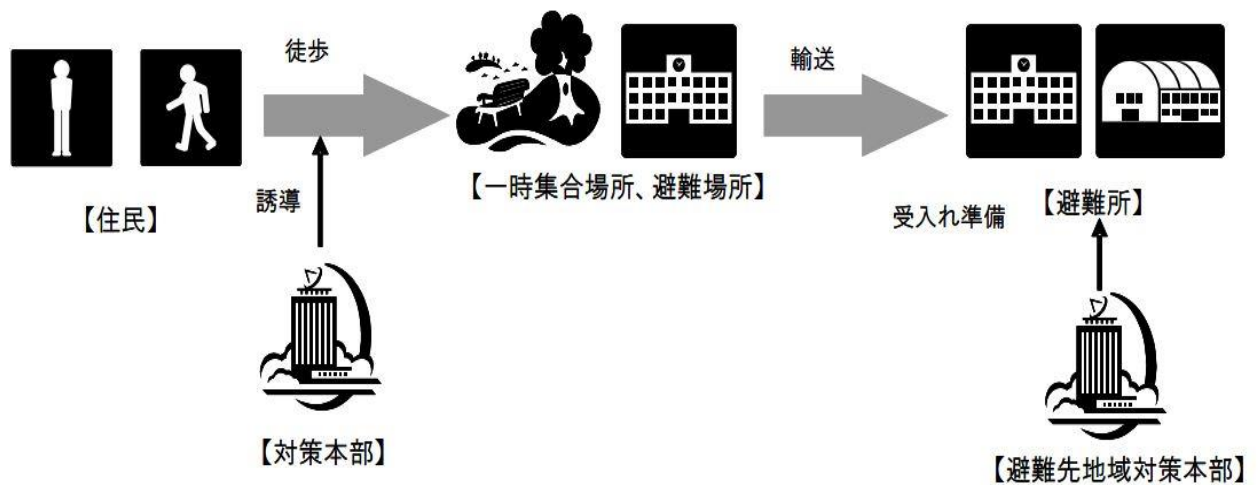
基本的な避難形態：直ちに近傍の堅牢な建物等に避難し、影響の低減を待つて広域的な避難（島外への避難）

① 弾道ミサイル攻撃（BC、核弾頭）

- ・ 攻撃当初は、爆心地から直ちに離れ、近くの堅牢な建物・地下施設に避難
- ・ 一定時間後、BCや放射線の影響を受けない安全な地域に避難
- ・ 核爆発に伴う熱線・熱風等による直接の被害を受けないものの、放射線降下物の影響を受けるおそれがある地域は、放射線の影響を受けない安全な地域への避難を指示する

② 航空攻撃（核）

- ・ 弾道ミサイルと同様の対処とする。



(5) 時間的余裕がありかつ影響が広範囲な事態

基本的な避難形態：計画的に島外へ広域的に避難

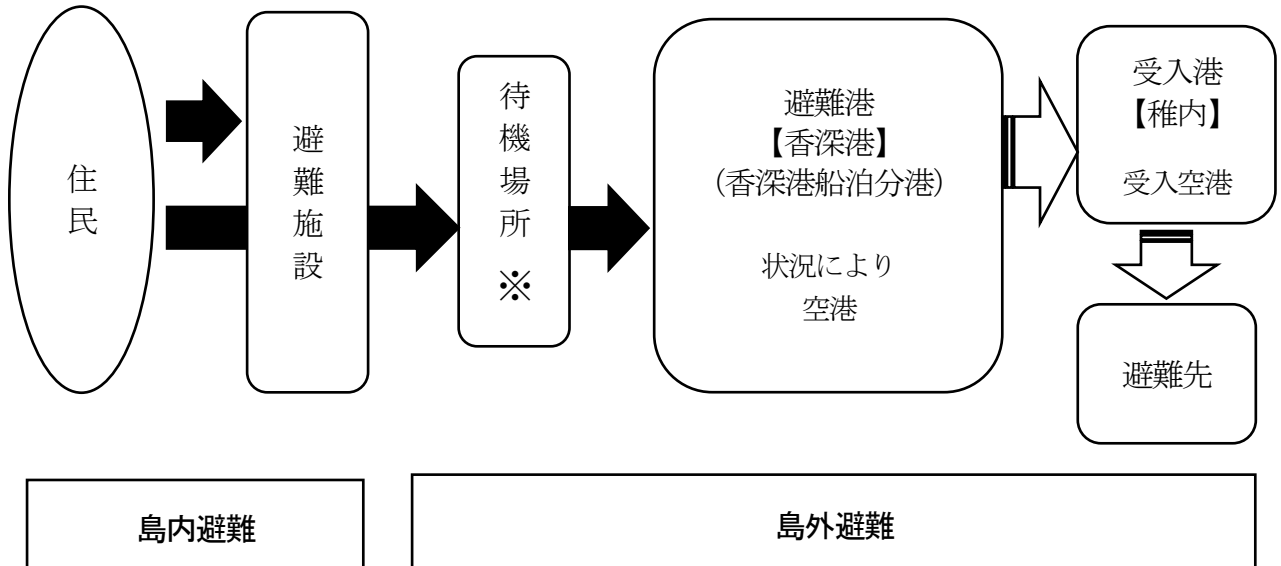
① 着上陸侵攻

- ・ 時間的に余裕があり、かつ影響が広範囲になることが考えられることから、戦闘が予想される地域から先行して広域的に避難させることから考えられる。
- ・ 事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施する地域が広範囲となり、町や道の区域を超える避難も必要な事態も想定されることから、国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を持って対応することが必要となる。
- ・ このため、国の総合的な方針に基づき、避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対策については定めないものとする。

第4章 礼文町における避難措置の基本的事項

「第2章 避難措置に係る基本的事項」を基に、本町における避難措置の基本事項を以下のとおり示す。

1 避難パターン（屋内避難を除く。）



- ※ 【香深港地区】 礼文町フェリーターミナル
ターミナル駐車場
【船泊地区】 船泊漁業協同組合冷凍工場（駐車場含む。）

2 島内避難について

屋内避難により被害が発生するおそれがある場合、避難施設へ避難するものとする。

(1) 基本とする避難方法

各個人等ごと、徒歩または自家用車等とする。

自家用車は、次の場合に使用するものとする。

- ① 事態が切迫し、やむ得ない場合
- ② 徒歩困難な場合
- ③ 徒歩困難では避難施設まで時間を要する場合（原則、相乗りによる。）
- ④ 要配慮者特に避難行動要支援者の場合

(2) 避難経路

避難施設に至る最短のルートとする。

(3) 避難誘導

状況により、町職員、警察官、消防団などが行う。

3 島外避難について

島外避難が必要となった場合、港から住民避難を行うことを基本とし、状況により空港からの住民避難も考えられる。全員避難の場合は、待機場所等を設けて、段階的に住民等の避難誘導を行う。

(1) 島外避難の要請

町長は、島外避難を判断した場合、道知事に避難者の移送を要請する。

(2) 避難方法

ア 基本とする避難方法

各自治会単位とし、各自治会においては実情に応じ、班単位にするなどして、一時集合場所を設け、車または徒歩で集合し、人員の確認を実施する。なお、車による場合は相乗りを原則とする。その後、避難港（状況により空港）付近まで、自家用車などに相乗りして、避難する。

イ 避難路

避難港または避難路までの避難路は、道道、町道など主要道路を基本とする。

ウ 孤立した場合の避難

避難路が寸断され孤立した場合は、防災協定締結先（香深・船泊漁業協同組合）に輸送支援を要請し、避難港付近まで移動する。状況により、空路を使用する場合は、町で準備したバス等により、移送する。

エ 島外

(ア) 海上移送

避難港から受入港まで、道が確保する船舶で移送する。

(イ) 航空移送（状況による）

避難空港から受入空港までは、道が確保する航空機（ヘリコプター）で移送する。

(ウ) 陸上移送

受入空港及び受入港から避難先までは、道が確保するバス等を中心として手段で移送する。

(3) 移送手段の確保

ア 島内避難

町は、移送の手段として、町保有のマイクロバス及び協力締結団体（宗谷バス）等からバスを確保するとともに、状況により、防災協定締結先団体（香深・船泊漁業協同組合）の船舶を確保する。

イ 島外避難

道が協力締結団体等から確保した船舶及びバス等を移送手段として使用する。また、道が協力要請を行った海上保安部、自衛隊の協力も得て、移送を行う。

(4) 港

ア 避難港

避難港は、香深港を基本とし、状況に応じて、香深港船泊分港を利用する。

イ 受入港

受入港は、稚内港を基本とし、状況に応じて、道が船舶の係留場所を確保する。

(5) 空港

ア 避難空港

避難空港は、礼文空港とする。なお、本空港はヘリコプターのみ使用可能である。

イ 受入空港

受入空港は、道が調整する。

(6) 避難先

受入港及び受入空港からの距離や避難者数などを踏まえ、道が周辺自治体などと調整した避難先とする。

(7) 避難誘導

ア 島内における誘導等

(ア) 避難誘導者

避難誘導は、町職員、警察官、消防団等が行う。

(イ) 避難方向の指示

町は、事態の発生場所や避難先を勘案し、避難誘導者に避難方向を指示する。

避難誘導者は、携帯電話やトランシーバー等を携行し、町からの指示に基づき、自治会長等の引率者及び避難車両の運転手への避難方向等を指示する。

(ウ) 残留者の確認

町職員、警察官、消防団員は、残留者の確認を行う。

避難指示に従わない者に対しては、避難誘導者が危険性を説明し、避難するよう説得に努める。

(エ) 船舶及び航空機（ヘリコプター）への誘導

町は、船舶や航空機（ヘリコプター）への誘導にあたり、乗船（搭乗）者名簿により、乗船（搭乗）者の確認を行う。また、船舶や航空機（ヘリコプター）への誘導については、消防団などの関係機関の協力を得て実施する。

イ 島外における誘導

受入港及び受入空港からの避難先までの避難誘導について、道が要請した警察等の関係機関の協力を得て実施する。

礼文町内の港・漁港及び空港



【礼文西鉄府地区：第4種漁港】

鉄府漁港
西上泊漁港

【礼文西元地地区：第4種漁港】

元地漁港

凡 例	
	漁港区域
	港湾区域
	特別保護地区
	第1種特別地域
	第2種特別地域
	第3種特別地域
	普通地域

第5章 避難実施要領のパターン

町は、避難の指示があったときは、速やかに避難実施要領を定め、避難住民の誘導を行うこととなる。そのため、必要な基本的事項を以下のとおり示す。

1 避難実施要領の様式

国民保護措置を行う事態が発生した場合において、時間的な余裕がなく、混乱することが考えられることから、避難実施要領に定められた様式はなく、事態に応じて必要事項を記載すれば良いものであり、より柔軟に対応することができるものであるが、あらかじめ必要と思われる項目を用意しておき、事案によって不明又は不必要な部分を空欄として残し、不足については追加するという手法が迅速な作成に有効であると考えられる。

記入様式については、一定の基礎情報、その他避難に必要と思われる事項について記載し、一貫性をもたせるものとして、「屋内避難」と「島内避難・島外避難」を基本様式とし、次のとおり示す。また、現実に作成に時間的猶予のない事態が発生した場合等では、避難実施要領に最小限の事項のみを記載することが考えられるため、最小限の項目に限った避難実施要領の様式例も示しておく。

様式1 屋内避難における避難実施要領の様式

避難実施要領 ()	
月 日 時 分現在	
屋内避難	
1 道からの避難の指示の内容	
2 事態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生時期	令和 年 月 日 時 分
発生場所	
実行の主体	
事案の概要と被害状況	
今後の予測・影響と措置	
気象の状況	天候: ___ 気温 ___℃ 風向 ___ 風速 ___ m/s
2-2 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	
避難先と避難誘導の方針	
避難開始日時	令和 年 月 日 時 分
避難完了予定日時	令和 年 月 日 時 分
2-3 関係機関の措置等	
措置の概要	
連絡調整先	
3 事態等の特性で留意すべき事項	
事態の特性(除染の必要性等)	
4 住民の行動(基本事項)	
屋内にいる場合	
屋外にいる場合	
5 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	
避難実施要領の伝達先	
職員間の連絡手段	
6 緊急時の連絡先	
礼文町 国民保護／緊急対処事態対策本部	電話: _____ FAX: _____

様式2 島内・島外避難における避難実施要領の様式

避難実施要領 ()				
				礼文町町長 時 分現在
島内避難 ・ 島外避難				
1 道からの避難の指示の内容				
2 事態の状況、関係機関の措置				
2-1 事態の状況				
発生時期	令和 年 月 日 時 分			
発生場所				
実行の主体				
事案の概要と被害状況				
今後の予測・影響と措置				
気象の状況	天候: ___ 気温 ___℃ 風向 ___ 風速 ___ m/s			
2-2 避難住民の誘導の概要				
要避難地域				
避難先と避難誘導の方針				
避難開始日時				
避難完了予定日時				
2-3 関係機関の措置等				
措置の概要	警察:	消防:		
連絡調整先	道現地対策本部:	現地調整所:	その他関係期間:	
3 事態等の特性で留意すべき事項				
事態の特性(汚染の必要性等)				
地域の特性				
時期の特性				
4 避難者数(単位:人)				
地区名				合 計
避難者数				
うち要配慮者数				
うち外国人数				
5 避難施設				
5-1 避難先施設				
避難施設名				
所在地				
収容可能人数(人)				
連絡先(電話等)				
連絡担当者				

その他の留意事項等				
5-2 一時集合場所				
集合場所・避難場所名				
所在地				
連絡先(電話等)				
連絡担当者				
その他の留意事項等				
6 避難手段				
輸送手段	バス・船舶・徒歩・自家用車・その他()			
輸送手段の詳細	種類(車種等)			
	台数			
	輸送可能人数			
	連絡先			
輸送力の配分の考え方				
その他の輸送手段	避難行動要支援者			
	その他(入院患者等)			
7 避難経路				
避難に使用する経路				
交通規制	実施者の確認			
	規制に当たる人数			
	規制場所			
警備体制	実施者の確認			
	規制にあたる人数			
	規制場所			
8 避難誘導方法				
8-1 避難(輸送)方法				
地 区				
一時集合場所への避難方法	誘導の実施単位			
	輸送手段			
	避難先			
	集合時間			
	その他 (誘導責任者等)			
避難施設への避難方法	輸送の実施単位			
	輸送手段			
	輸送経路			
	避難出発港			
	避難先			
	避難開始日時			
	避難完了予定日時			

	その他(誘導責任者等)				
避難行動要支援者への 避難方法	誘導の実施単位				
	避難行動要支援者 への支援方法				
	輸送手段				
	避難経路				
	避難先				
	避難開始日時				
	避難完了予定日時				
8-2 職員の配置方法					
配置場所					
人数					
現地調整所					
8-3 残留者の確認の方法					
確認者					
時期					
場所					
方法					
措置					
終了予定日時					
8-4 避難誘導の食料の支援提供方法					
食事時期					
食事場所					
提供する食事の種類					
実施担当部署					
8-5 追加情報の伝達方法					
9 避難時の留意事項(主に住民)					
自宅から 避難する 場合	基本事項				
	事態の特性				
	時期の特性				
10 誘導の際しての留意事項(職員)					
(心得・安全管理・服装等)					
11 情報伝達					
避難実施要領の住民への伝達方法					
避難実施要領の伝達					
職員間の連絡手段					
礼文町 国民保護／緊急対処事態対策本部	電話： 0163-86-1001 FAX： 0163-87-1001				

【作成の留意事項】

道から示される。

避難実施要領			
A市長 7月3日(金)17時00分現在			
市町村域内避難			
1 都道府県からの避難の指示の内容			
別添のとおり			
2 事態の状況、関係機関の措置			
2-1 事態の状況			
発生時期	7月3日(金) 16:00頃		
発生場所	中央駅前		
実行の主体	—		
事案の概要と被害状況	中央駅爆破計画が発覚。計画によると20時に爆破することとなっている。		
今後の予測・影響と措置	対応に時間を要することが予想されることから、1日程度避難施設にとどまることを考慮することが必要。		
気象の状況	天候：曇りのち雨 気温：26℃ 風向：東 風速：2m/s		
2-2 避難住民の誘導の概要			
要避難地域	A市西一丁目		
避難先と避難誘導の方針	A市西一丁目の住民を、徒歩でA市西一丁目以外の地域に避難させる。		
避難開始日時	7月3日(金) 17:00		
避難完了予定日時	7月3日(金) 19:00		
2-3 関係機関の措置等			
措置の概要	警察：消防の警戒区域に基づき交通規制を実施 消防：現場の状況から半径約300m圏内を包含する区域を消防警戒区域と設定 鉄道事業者：中央駅の付近は運行停止 バス事業者：中央駅の付近は運行停止		
連絡調整先	県対策本部：市職員2名を派遣 現地調整所：市職員2名を派遣 その他関係機関：連絡先は別添のとおり		
3 事態等の特性で留意すべき事項			
事態の特性(除染の必要性等)	判明した爆破計画中では大量殺傷物質等を用いる計画は含まれておらず、避難時に特別な対応は必要ない。		
地域の特性	地域の結びつきが強く町会単位の行動が期待できる。病院が所在するため、要配慮者(入院患者含む)の避難には、町内や病院と連携して介助者を派遣して避難を行う。		
時期による特性	避難実施時は夕方となり、学校等からの児童の避難は基本的に検討する必要はない。 夏季であり、雨も予想されることから、着替えや雨合羽の準備を伝達する。		
4 避難者数(単位:人)			
地区名	西一丁目	—	合計
避難者数(計)	920(住民数・買い物客数等)	—	920
うち要援護者数	70(住民数・入院患者数を含む)	—	70
うち避難行動要支援者数	50(住民数)	—	50
5 避難施設と一時集合場所			
5-1 避難施設			
避難先地域	西一丁目以外の地域	西一丁目以外の地域	西一丁目以外の地域
避難施設名	第四中学校	第一中学校	西北総合病院
所在地	南三丁目5	北二丁目5	西二丁目4
収容可能人数(人)	915	620	150
連絡先(電話等)	000-111-2222	000-111-3333	000-111-4444
連絡担当者	市本部：佐藤 避難先：鈴木	市本部：佐藤 避難先：高橋	市本部：佐藤 避難先：田中
その他の留意事項等	—	—	—
5-2 一時集合場所			
集合場所・避難場所名	—	—	—
所在地	—	—	—
連絡先(電話等)	—	—	—
連絡担当者	—	—	—
その他の留意事項等	—	—	—

1 「避難の指示」
道からの避難の指示の内容を記載し、指示の内容が具体的に詳細にわたるときは、「別添のとおり」と記載

2-1 「事態の状況」
・道からの避難の指示の内容から判明している事項を記載
・気象の状況は現状を町で記載

2-2 「避難住民の誘導の概要」
・道からの避難の指示の内容を基本として指示が具体的にない部分については町が決定し記載

2-3 「関係機関の措置等」
・警察、消防等の活動状況を可能な限り把握し、記載

3 「事態等の特性で留意すべき事項」
・道、警察、消防等からの情報収集に努める。
・住民基本台帳、住宅地図等を参考にする。
・自ら避難することが困難な者や、警報の発令内容の伝達が難し

4 「避難者数」
・住民基本台帳や要配慮者リスト等を用いて地域別の避難者数を記載
・要避難地域内に病院等がある場合は、その入院患者数についても把握

5-1 「避難施設」
・道からの指示の内容を基本とし、あらかじめ準備している避難施設のリストから避難施設の所在地、収容可能人数の情報を記載
・除染が必要とされる場合等については「その他の留意事項」にその旨を記載

5-2 「一時集合場所」
・必要がある場合は、徒歩等により一時集合を行い、乗り合いの車両等で移動する。
・5-1「避難施設」と同様に施設等に施設等の情報を記載

6 避難手段			
輸送手段	鉄道・バス・船舶・ 徒歩 その他(要保護者用の車)		
輸送手段の詳細	種類(車種等)	—	
	台数	—	
	輸送可能人数	—	
	連絡先	—	
輸送力の配分の考え方	—		
その他輸送手段	要保護者 避難行動要支援者 自力歩行が困難な高齢者等に対しては、避難施設まで市の保有車両による搬送を行う。 要避難地域内の病院及び避難先地域の病院と調整し、救急車による搬送を行う。		
7 避難経路			
避難に使用する道路	主要な避難経路は、「A通り」、「B通り」及び「C通り」とする。詳細は別添地図のとおり。		
交通規制	実施者の確認	A警察署	
	規制にあたる人数	30人程度	
	規制場所	住民等を速やかに避難させる必要があるため、警察では主要な避難経路のうち、別紙に示す区間で交通規制を行う。	
警備体制	実施者の確認	A警察署	
	規制にあたる人数	30人程度	
	規制場所	交通規制を行った付近で警備を行う。	
8 避難誘導方法			
8-1 避難(輸送)方法			
地区	西一丁目		
一時集合の避難方法	誘導の実施単位	—	
	輸送手段	—	
	避難先	—	
	集合時間	—	
	その他(誘導責任者等)	—	
避難施設への避難方法	誘導の実施単位	東西鉄道から南側の地域	東西鉄道から北側の地域
	輸送手段	徒歩	徒歩
	避難経路	「B通り」及び「C通り」を使用する(詳細は経路図を参照)。	「A通り」、「B通り」及び「C通り」を使用する(詳細は経路図を参照)。
	避難先	第四中学校	第一中学校
	避難開始日時	7月3日(金) 17:00	7月3日(金) 17:00
	避難完了予定日時	7月3日(金) 19:00	7月3日(金) 19:00
	その他(誘導責任者等)	—	—
要保護者等の避難 避難行動要支援者	誘導の実施単位	災害時要保護者の避難支援プランに基づいて個別に設定。	
	避難行動要支援者への支援事項	避難行動湯支援者の区分に応じた対応を実施 北第一病院の入院患者は、西北総合病院へ避難させる。	
	輸送手段	市建設課、広報課の車両	
	避難経路	徒歩避難経路以外を使用する。	
	避難先	第四中学校、第一中学校及び西北総合病院	
	避難開始日時	7月3日(金) 17:15	
避難完了予定日時	—		
8-2 職員の配置			
配置場所	避難先の学校前(2箇所)、主要な交差点(13箇所)		
人数	15箇所×2名=30名 ※配置図に職員名と連絡先を記載する。		
現地調整所	連絡要員を2名配置。		
8-3 残留者への対応			
確認 残留者の確認方法	市職員・消防職団員(約10名:誘導に当たらない職員から割り当て)		
時期	17:30開始		
場所	西一丁目		
方法	広報車及び防災行政無線による呼びかけ、戸別訪問		
措置	残留者に対し避難するよう求める。		
終了予定日時	7月3日(金) 19:00まで		
8-4 避難誘導時の食糧の支援・提供			
食事時期	—(徒歩避難時は提供せずに、避難施設にて提供。)		
食事場所	—		
提供する食糧の種類	—		
実施担当部署	—		
8-5 追加情報の伝達方法			
避難誘導員による連絡、防災行政無線、広報車等			
9 避難時の留意事項(主に住民)			
自宅から避難する場合の留意事項			
基本事項	避難時は、金銭・貴重品、パスポートや運転免許証等身分を証明す		

6「避難手段」
 ・道からの指示の内容を基本とし、道から指示では不明確であった部分等について、町で記載
 ・輸送手段リスト、要配慮者支援プラン等を参考

7「避難経路」
 ・道からの指示の内容を基本とし、使用する道路、交通規制、警備体制を決定
 ・避難経路については実際に交通規制を行う警察の意見を十分に聴いて決定
 ・基礎資料としては、道路名リスト、住宅地図等を活用

8-1「避難(輸送)方法」
 ・町で誘導の実施単位及びその実施単位ごとの輸送手段、避難経路、避難先等を決定し記載
 ・避難の所要時間は気候や地理条件も考慮して時間配分を決定
 ・要配慮者への支援についても「要配慮者支援プラン」に基づき記載

8-2「職員の配置」
 ・避難先の他、避難経路、避難施設等の場所に応じて、誘導が必要な要所に、消防団等も考慮し、自実際に対応可能と考えられる人員数を決定し、記載
 ・配置にあたっては、避難時の経路で分かりにくい場所など重点的に配置

8-3「残留者の確認方法」
 ・確認作業については、確認担当者、確認の時期、完了予定日等も含めて記載

8-4「避難誘導時の食糧の支援・提供」8-5「追加情報の伝達方法」
 ・必要に応じて記載

9「避難時の留意事項(主に住民)」
 ・住民が自宅から避難する場合の留意事項と、職員が避難住民を誘導する際に際しての留意事項を記載
 ・所持品や避難方法のほか、気候や地理条件等特性を考慮し記載

	<p>るもの、最小限の着替えや日用品、非常持ち出し品等を携行するものとする。</p> <p>隣近所に声を掛け合い相互に助け合って避難する。</p>
事態の特性	
	特になし（判明した爆破計画中では大量殺傷物質等を用いる計画は含まれておらず、避難時に特別な対応は必要ない。）
時期の特性	
	雨も予想されることから、着替えや雨合羽の準備が必要である。
一時集合場所での留意点	
	—
	—
10 誘導に際しての留意事項（職員）	
<p>（心得・安全確保・服装等）</p> <p>職員は冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。</p> <p>防災活動服、腕章等の着用により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。</p>	
11 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	<p>防災行政無線を用いて対象地域に避難実施要領の内容を伝達。</p> <p>広報車、消防車両の活用。</p> <p>伝達先としてあらかじめ指定している自治会長、自主防災組織の長、町内会長等にFAX等により送付。</p>
避難実施要領の伝達先	伝達一覧表による。
職員間の連絡手段	別添電話番号表一覧による。
12 緊急時の連絡先	
A市緊急対処事態対策本部	<p>電話：000-111-5555</p> <p>FAX：000-111-6666</p>

10「誘導に際しての留意事項（職員）」

- ・職員の対応については、的確で迅速な避難が行われるよう、住民の不安や恐怖心の軽減、混乱を生じさせないような行動について触れる。

11「情報伝達」

- ・IP告知放送（登録制メール）や広報車・消防車両のほか、自治会などの住民による協力など、対象住民全般に伝達されるよう多様な手段を用いる。
- ・外国人への対応も想定

2 最小限の項目に限った様式

現実に時間内に猶予のない事態が発生した場合等では、避難実施要領に最小限の事項のみをすることが考えられる。この場合、様式1や様式に最小限の事項を記載、残余を記載しておく方法のほか、以下の最小限の事項に限った様式3を使用することも念頭にえておくものとする。

様式3 最小限の事項に限った様式

避難実施要領 ()			
			礼文町町長 時 分現在
1 警報の内容			
(事態の現状及び、住民等に周知すべき事項)			
2 避難指示			
(要避難地域、避難先地域、関係機関が講ずべき措置の概要、避難の方法等)			
3 避難の方法に関する事項(国民保護法第61条第2項第1号)			
要避難地域			
要避難者数			
うち避難行動要支援者数			
避難先地域			
一時避難場所及び集合場所			
集合時間			
避難路			
避難手段			
避難開始時間			
4 避難の実施に関し必要な事項(国民保護法第61条第2号第3号)			
避難施設	名称		
	所在地		
	連絡先		
避難にあたっての留意事項	(携行品・服装・避難誘導中の食料等の支援)		
追加情報の伝達方法			
5 避難住民の誘導に関する実施に関する事項			
職員の配置場所・人数			
職員間の連絡方法			
避難行動要支援者の避難誘導方法			
残留者の確認方法			
6 緊急時の連絡先			
礼文町 国民保護／緊急対処事態対策本部		電話： 0163-86-1001 FAX： 0163-87-1001	

3 避難実施要領のパターン

町国民保護計画第2編第2章第2節「避難実施要領のパターンの作成」において、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成するとされていることに基づき、作成するものである。

想定する事態については、「第3章6 想定される事態及び特徴」で整理された基本方針において武力攻撃事態及び緊急対処事態としてそれぞれ4類型の計8類型のうち、次のように整理し、2類型「ゲリラや特殊部隊による攻撃」（パターン1）及び「弾道ミサイル攻撃」（パターン2）について、前項の様式を使用して、「避難実施要領のパターン」を例示する。

武力攻撃事態		緊急対処事態	
分類	作成	分類	作成
①着上陸侵攻	×	⑤危険性を内在する物質を有する施設等への攻撃	×
②ゲリラや特殊部隊による攻撃	【パターン1】 島内避難	⑥大規模集客施設・大量輸送機関への攻撃	×
③弾道ミサイルによる攻撃	【パターン2】 屋内避難	⑦交通機関を用いた攻撃	×
④航空機による攻撃	×	⑧大量殺傷物資等による攻撃	×

【上記8類型のうち、2類型を作成する理由】

離島である本町の特性・現状に踏まえて、下記のとおりである。

- ・ 上記8類型それぞれの避難誘導の方法については、「国民保護における避難施設の機能に関する検討報告書」（平成20年7月消防庁国民保護室。以下「検討会報告書」という。）において

- ・ ③弾道ミサイル攻撃と④航空機による攻撃が類似の事態と考えられ、緊急対処事態が②ゲリラや特殊部隊における対処と類似すると考えられる。
- ・ ②ゲリラや特殊部隊による攻撃、③弾道ミサイル攻撃事案への対応については、まずは近傍の屋内施設へ避難することが推奨されること。
- ・ 屋内避難を行う事態の中でも、②ゲリラや特殊部隊による攻撃については、市町村の域内の避難・市町村の域外避難の後に行うものとされていること。

との内容に言及されている。

- ・ ①着上陸侵攻については、着上陸の可能性がある部隊等による被害を避けるため、島外避難が考えられ、国全体の調整が必要であるため、よって平素から避難を想定した具体的な対応について定めない。
- ・ ④航空機による攻撃については、上記報告書により、③弾道ミサイル攻撃との類似事案であるとともに、着上陸侵攻の前提となることが考えられるため、作成しない。
- ・ ⑤危険性を内在する物質を有する施設等への攻撃、⑥大規模集客施設・大量輸送機関への攻撃は、町内に該当する施設がないため、定めない。
- ・ ⑦交通機関を用いた攻撃については、手段は異なるものの、施設の破壊による爆発・火災等による被害が想定され得ること、ライフライン等の被災により社会経済活動に支障が生じることの2点について、③弾道ミサイル攻撃や④航空機による攻撃と類似していると考えられるため、【パターン2】と同様として、定めない。
- ・ ⑧大量殺傷物資等による攻撃については、屋内避難を基本とし、事態の状況により、②ゲリラや特殊部隊による攻撃と同様の【パターン2】が考えられ、また、本町の特性等より、自治体のみでの対応が困難であるため、定めない。

(1) ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合【パターン1：島内避難】

【基本指針】

① ゲリラ・特殊部隊による攻撃の特徴

・警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生じることも考えられる。そのため、都市部の政治経済の中核、鉄道、橋梁、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要である。

・少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定される。

② 留意点

・ゲリラや特殊部隊の危害が住民におよぶおそれがある地域においては、市町村と都道府県、都道府県警察、海上保安庁及び自衛隊が連携し、武力攻撃の態様に応じて攻撃当初は屋内に一時的に避難させ、その後は、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、都道府県知事の緊急通報の発令、市町村長又は都道府県知事の退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行うことが必要である。

一般的には、比較的狭い範囲において、突発的な被害に伴い、必要となる緊急的な対応をパターンに記載する形となるが、想定する事態によっては、範囲が広域化する、予測・察知が可能となることが考えられる。

なお、ゲリラや特殊部隊が集客施設等に立てこもる、化学剤・生物剤等を使用するといった事案が発生することが考えられる。

ア ゲリラ・特殊部隊においても、本部長による避難措置の指示、知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

イ その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃への排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、海上保安部等及び道警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に退避させ、移動の安全が確保された後、避難実施要領の弾力的な運用を行うこととなる。

ウ 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、道、道警察、海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、移動の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく、的確な措置が実施できるよう、現場調整所に派遣している町職員（消防職員含む）から必要な情報を入手し、避難実施要領の弾力的な運用を行うこととする。

本事例はゲリラや特殊部隊による攻撃として、武装工作員が町内の施設への立てこもりを想定したパターンである。

【事態と対応の想定】

- 1 外国の武装集団が爆発物を所持し、人質を取り礼文町町民活動総合センター（ピスカ 21）に立てこもっている。
- 2 武装集団の要求は、日本で逮捕された同胞の解放であり、明日までに要求が認められない場合には、ホールを爆破すると宣言している。
- 3 爆発の影響が予想される地域の住民を避難させる。

時系列	状 況	対 応 等
4月1日 10:00	外国の武装集団が爆発物を所持し、人質を取り、礼文町町民活動総合センター（ピスカ 21）にたてこもる。	
12:30	武装集団が犯行声明を発表、犯行声明のなかで、人質 20 名と日本で逮捕された同胞の解放を要求。4月2日の12 時までには要求が認められない場合には、人質とともにセンターを爆破すると宣言	町において、関係者。警察等から情報収集を開始。道、国へ報告
13:00		国が武力攻撃事態に認定 警察が救出作戦を検討
13:00	宗谷バスの運行停止	国対策本部が避難措置の指示を検討開始 道対策本部が避難の指示を検討開始 警察が広範囲を通行止め
13:15		町においても住民の避難について検討・調整を開始 道と町が避難施設及び避難経路の協議開始 ※状況により、町職員を道へ派遣
13:30	国から道に対し避難措置を指示	指示概要 要避難地域：礼文町町民総合文化センターから概ね 300m 圏内の地域 避難に関し関係機関が構すべき措置： ①高齢者、障がい者等の要支援者については、特段の配慮を行うこと ②道及び町は安否情報の収集を実施すること
13:45	道から避難の指示	指示概要 要避難地域：入舟 避難施設：礼文小学校屋内運動場 避難経路：道道礼文島線 避難の手段：車両及び徒歩
14:00		避難実施要領の策定完了 直ちに IP 告知放送及び広報車で住民誘導実施要領の内容の伝達を実施 誘導班の派遣、住民の避難開始
16:00		残留者への呼びかけを開始
18:00	要避難地域の住民等の避難完了	

関係機関の対応状況

警察による周辺の交通規制	住民の救出活動及び住民等を速やかな避難のため、警察では主要な爆発の影響がある範囲の交通統制をしている
消防による警戒区域の設定	礼文町町民活動センター（ピスカ 21）から半径 300m 圏内を吻合する地域に消防警戒区域を設定している。
交通機関	宗谷バスは運行を停止している。

避難実施要領（ゲリラや特殊部隊による攻撃）

礼文町町長
月 日 時 分現在

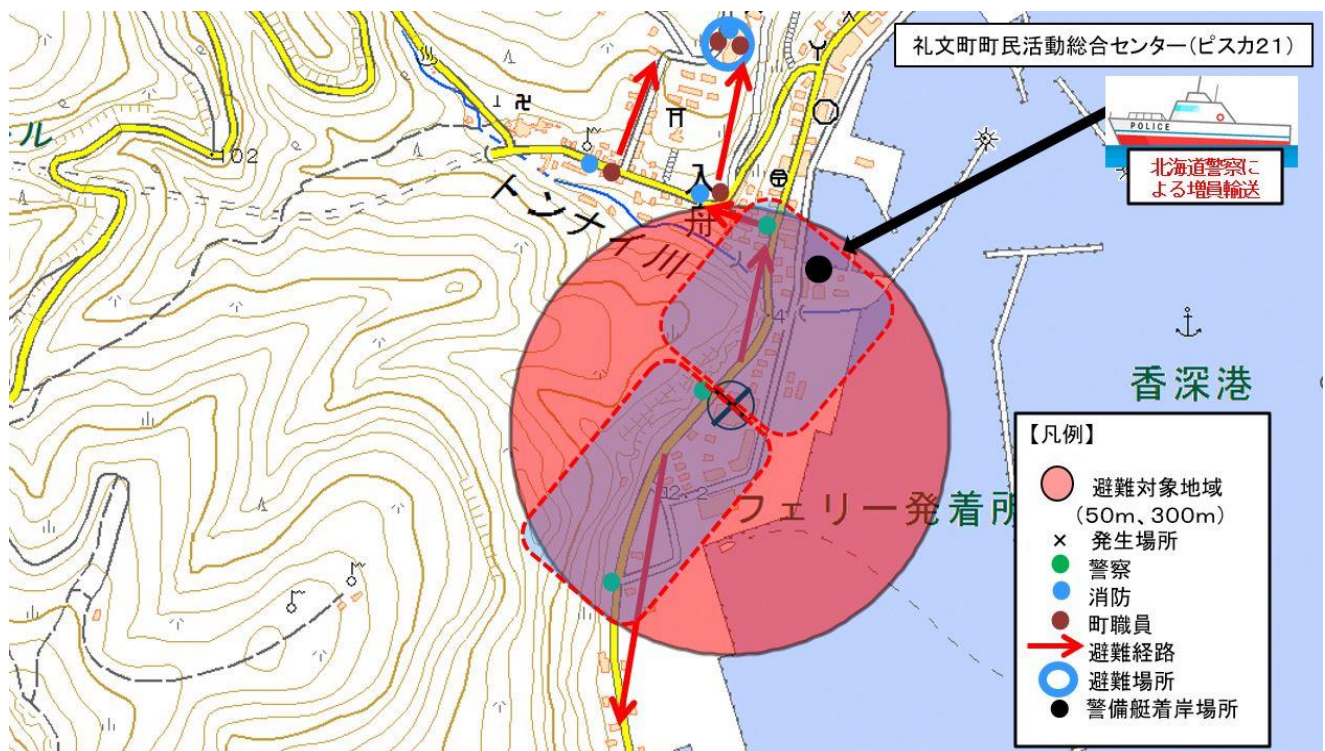
島内避難・島外避難

1 道からの避難の指示の内容	
国の対策本部長は、国民保護法に基づき、武装勢力が建物に立てこもっており爆発の可能性があることを踏まえ、警報を発令し、入舟地区の一部を要避難地域とする避難措置の指示を行った。知事は、別添の避難の指示を行った。	
2 事態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生時期	令和〇年4月1日10時00分
発生場所	礼文町町民活動総合センター（ピスカ21）
実行の主体	外国の武装集団
事案の概要と被害状況	<ul style="list-style-type: none"> ① 外国の武装集団が爆発物を所持し、春休みジュニアスクール参加中の子供10人を含む20人の人質を取り、礼文町町民活動総合センター（ピスカ21）に立てこもっている。 ② 武装集団の要求は、日本で逮捕された同胞の解放であり、明日までに要求が認められない場合には、礼文町町民活動総合センター（ピスカ21）を爆破すると宣言している。 ③ 政府は、武力攻撃事態に認定し、道及び礼文町を対策本部設置の自治体に指定した。
今後の予測・影響と措置	<ul style="list-style-type: none"> ① 武装集団は、要求が認められない場合、人質ごと自爆することが予想されるため、付近住民を避難させる必要がある。 ② 犯行声明で説明した爆発物の性能からすると半径300メートルまで被害が及ぶと予想される。
気象の状況	天候：晴れ 気温：10℃ 風向：北 風速：3m/s
2-2 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	礼文町町民総合活動センター（ピスカ21）を中心とし、半径300メートル以内に位置する行政区（入舟地区）
避難先と避難誘導の方針	礼文小学校
避難開始日時	令和〇年4月1日14時00分
避難完了予定日時	令和〇年4月1日18時00分
2-3 関係機関の措置等	
措置の概要	IP告知放送・広報車等・登録制メール等により屋内避難の呼びかけを行う。
連絡調整先	道現地対策本部・現地調整所：職員2を派遣 その他関係機関：利尻礼文消防事務組合礼文署、稚内警察署
3 事態等の特性で留意すべき事項	
事態の特性 （汚染の必要性等）	武装集団の要求期限が2日12時と明確であることから、必ず期限までには区域内の全員を避難させる必要がある。 武装集団の態度の変化により爆発が起こる可能性があることから、期限内であっても早期に避難を完了させる必要がある
地域の特性	隣接するホテル等宿泊施設、フェリーターミナル、飲食店、お土産店等があり、施設単位の避難と自治会単位の避難が混在する。

時期の特性	<ul style="list-style-type: none"> ・初春の時期であるため、雪解けや凍結等路面状態が悪く、避難誘導時に転倒による受傷防止を図る必要がある。また寒い時期であるので、暖かい服装で避難する必要がある。 ・学校は春休み期間中であり、施設使用時における部活等使用状況を確認する必要がある。しかし、避難誘導を検討する必要はない。 			
4 避難者数(単位:人)				
地区名	入 舟			合 計
避難者数	50名			50名
うち避難行動要支援者数	3名			3名
うち外国人数				
5 避難施設				
5-1 避難先施設				
避難先地域	入舟以外の地域			
避難施設名	礼文小学校屋内運動場			
所在地	トンナイ 914			
収容可能人数(人)	288人			
連絡先(電話等)	86-1039			
連絡担当者	〇〇 〇〇			
その他の留意事項等				
5-2 一時集合場所				
集合場所・避難場所名				
所在地				
連絡先(電話等)				
連絡担当者				
その他の留意事項等				
6 避難手段				
輸送手段	バス・船舶・(徒歩)・自家用車・その他()			
その他の輸送手段	避難行動要支援者	個別避難計画による支援者等の車両及び町の保有車両による輸送を行う。		
	その他(入院患者等)	なし		
7 避難経路				
避難に使用する経路		道道礼文島線、元地線		
交通規制	実施者の確認	稚内警察署		
	規制に当たる人数	所要人数		
	規制場所	住民等を速やかに避難させるため、警察では主要な避難経路のうち、別紙に示す区間で交通統制を行う。		
警備体制	実施者の確認	稚内警察署		
	規制にあたる人数	所要人員		
	規制場所	交通規制を行った付近で警備を行う。		
8 避難誘導方法				
8-1 避難(輸送)方法				

地区					
避難施設への誘導方法	避難の実施単位	各自			
	避難先	礼文小学校			
	輸送手段	徒歩・車両			
	避難経路	避難所まで最短ルート			
	避難開始時間	直ちに			
	避難完了予定日時				
避難行動要支援者等の誘導方法	誘導の実施単位	個別避難計画に基づき個別に設定			
	避難行動要支援者への支援方法	避難行動要支援者の区分に応じた対応を実施			
	輸送手段	町所有の庁用車と社協による公用車			
	避難経路	避難所に至る最短コース			
	避難先	上記の避難先			
	避難開始時間	令和〇年4月1日14時00分			
	避難完了予定日時	令和〇年4月1日18時00分			
8-2 職員の配置方法					
配置場所	避難先（1ヶ所）、避難経路の主要な交点（2ヶ所）				
人数	避難先に3名、避難経路の主要な交点に各1名				
現地調整所	避難所に連絡要員2名配置				
8-3 残留者の確認方法					
確認者	町職員、消防吏員、警察官				
時期	令和〇年4月1日16時00分から				
場所	入舟、尺忍地区（礼文町町民活動センターから半径300mの範囲内）				
方法	広報車及びIP告知放送による呼びかけ 戸別訪問を行い、チャイムを3回鳴らし、出ない場合は避難済であると判断する。				
措置	残留者に対し避難するよう求める				
終了予定日時	令和〇年4月1日18時00分				
8-4 避難誘導の食料の支援提供方法					
食事時期	避難が長期化すると予想される場合には避難所で提供				
食事場所	避難所				
提供する食事の種類					
実施担当部署	災対町民対策部				
9 避難時の留意事項(主に住民)					
自宅から避難する場合	基本事項	避難時、金銭・貴重品、パスポートや運転免許証などの顔写真付きの身分証明証、最小限の着替えや日用品、常備薬、非常持ち出し袋等を携行するものとする。 隣近所に声を掛け合い、相互に助け合って避難する。			
	事態の特性	武装集団による攻撃の時期が早まる可能性も捨てきれないことから、早期に避難を完了させる必要がある。			
	時期の特性	寒冷期に相応の着衣に留意する。			
10 誘導の際の留意事項(職員)					

① 避難誘導員、冷静沈着に毅然たる態度を保つこと。 ② 防災服や腕章等（特殊標章）より、避難誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解と協力を求めること。 ③ 避難誘導員は、正確な情報提供を行い、混乱の防止を図るとともに、冷静な行動を呼びかけること。	
11 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	IP 告知放送を用いて対象地域に避難実施要領の内容を伝達 広報車、消防車両の出向 礼文町メール、礼文町ホームページ等により伝達
避難実施要領の伝達先	関係機連絡先一覧よる。
職員間の連絡方法	トランシーバー、携帯電話（衛星）、登録制メールにて実施する。
礼文町 国民保護／緊急対処事態対策本部	電話： 0163-86-1001 FAX： 0163-87-1001



(2) 弾道ミサイル攻撃の場合【パターン2：屋内避難】

●基本指針

① 弾道ミサイル攻撃の特徴

- ・発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相や対応が大きく異なる。
- ・通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

② 留意点

- ・弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。
- ・屋内避難を行わせる際は、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅牢な施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難するものとする。

さらに、弾道ミサイル攻撃は、着弾前と着弾後では状況が異なるため、想定される避難行動にも差異が生じる。

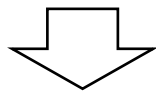
なお、着弾後の避難形態については、屋内避難と島内避難さらに島外避難が混在すると考えられるが、弾道ミサイル攻撃については、着弾後における爆風からの被害等を回避するため近傍の堅牢な建築物等への避難が中心となると考えられるので、便宜的に屋内避難に含めているものである。

以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に各人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

【弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ】

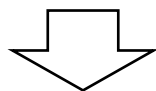
対策本部長は、弾道ミサイルが差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示
警報の発令、避難措置の指示
(その他、記者会見等による国民への情報提供)

本部長 (国)



都道府県知事

避難の指示



市町村長

避難実施要領の策定

- 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令

弾道ミサイルと我が国の弾道ミサイル防衛体制

弾道ミサイルとは

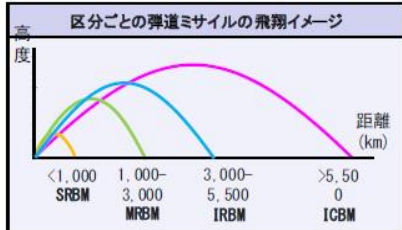
- 弾道ミサイルは、放物線を描いて飛翔する、ロケットエンジン推進のミサイルで、長距離離れた目標を攻撃することが可能。核・生物・化学兵器などの**大量破壊兵器の運搬手段としても**使用される。
- 有効に対処するには**極めて精度の高い迎撃システムが必要**。

○一般的な弾道ミサイルの構成



○弾道ミサイルの区分

区分	射程
短距離弾道ミサイル (Short Range Ballistic Missile, SRBM)	約1,000km未満
中距離弾道ミサイル (Medium Range Ballistic Missile, MRBM)	約1,000km以上～約3,000km未満
中距離弾道ミサイル (Intermediate Range Ballistic Missile, IRBM)	約3,000km以上～約5,500km未満
大陸間弾道ミサイル (Inter-Continental Ballistic Missile, ICBM)	約5,500km以上

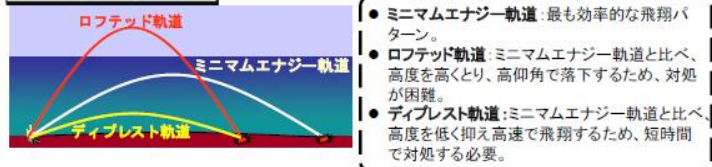


※弾道ミサイルの区分は、米ミサイル防衛庁ホームページ記載のBallistic & Cruise Missile Threat. (National Air and Space Intelligence Center作成)による

○弾道ミサイルと巡航ミサイルの違い

弾道ミサイル	巡航ミサイル
<ul style="list-style-type: none"> 放物線を描いて飛翔する、ロケット推進のミサイル。 長距離にある目標を攻撃することが可能。 速度が速い。 	<ul style="list-style-type: none"> 基本的にジェットエンジン推進の、航空機に似た形状の誘導式ミサイル。 低空飛行が可能。 飛行中に経路の変更が可能で、命中精度が極めて高い。

○様々な飛行経路



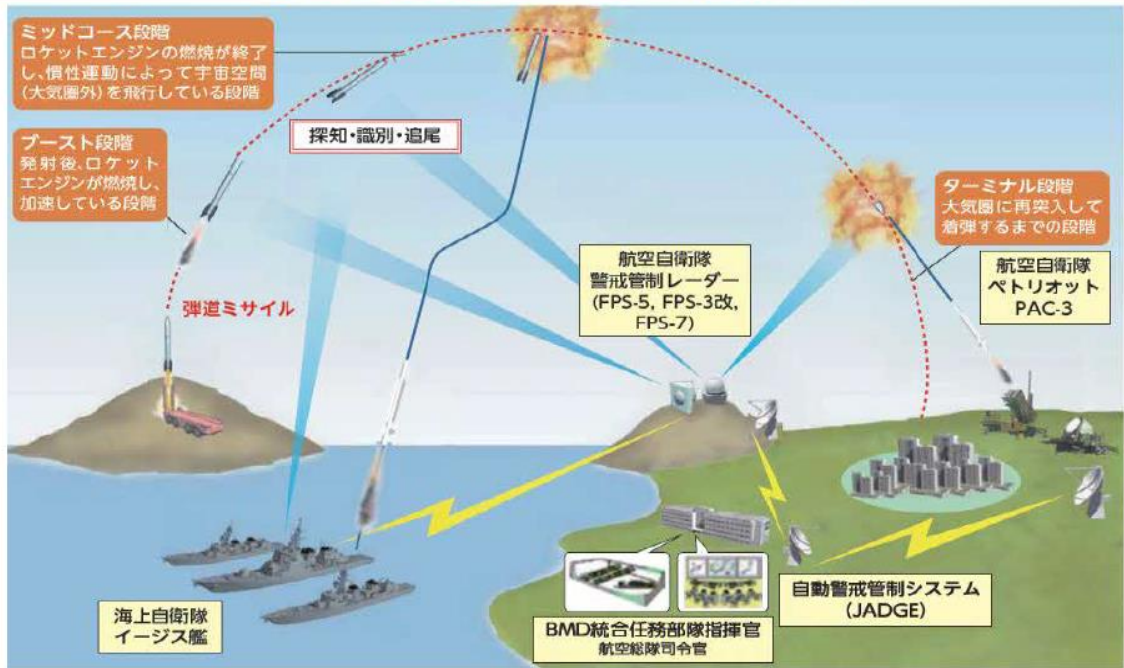
○弾道ミサイル迎撃における課題

極めて短い時間で、迎撃のための対応を行う必要
高高度まで、迎撃ミサイルを精密に誘導・管制し、確実に迎撃するため直撃させる必要
小さく高速な目標を確実に探知・追尾する必要

極めて精度の高い迎撃システムが必要

(出典: 防衛省ホームページ)

我が国の弾道ミサイル防衛体制



出典: 令和4年版 防衛白書

弾道ミサイル飛来時の情報伝達ととるべき行動

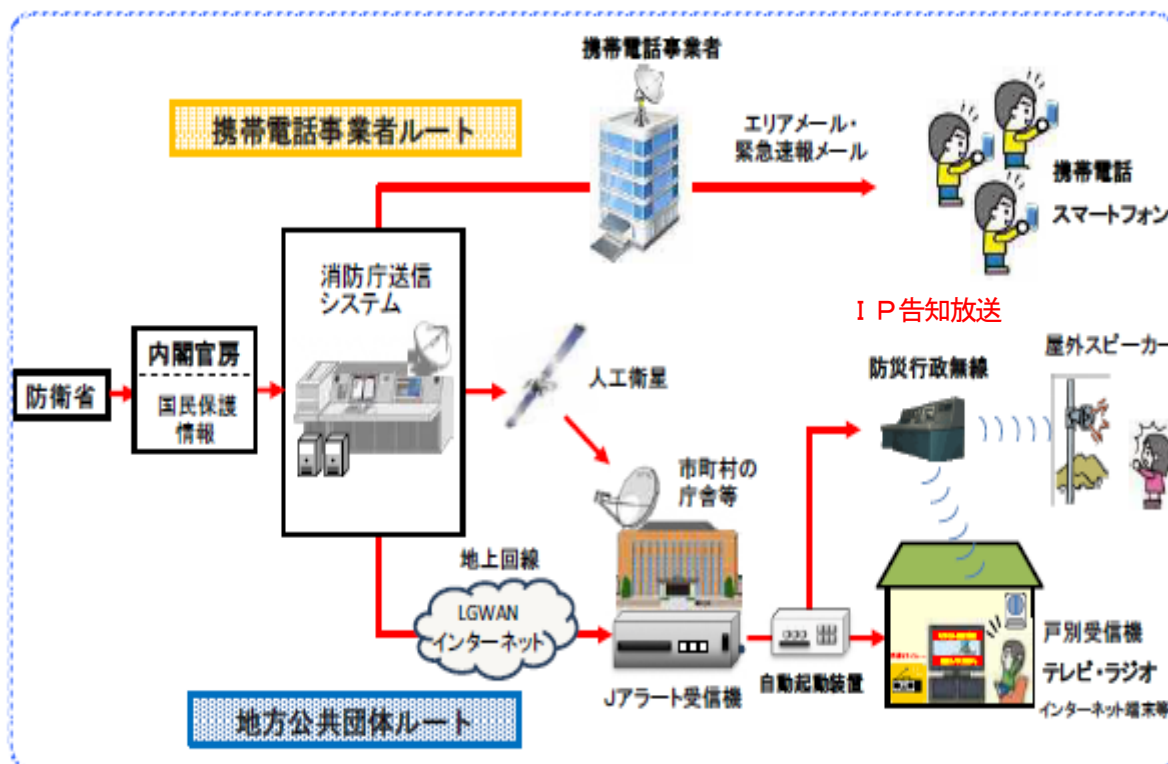
弾道ミサイルが我が国に飛来する可能性があると判明した場合、事態認定の有無にかかわらず、必ず実施することとなる住民への情報伝達の内容（現時点で公表している北朝鮮から発射された弾道ミサイルに関する情報伝達の内容）と住民のとるべき行動について、概要を示すものである。

1 弾道ミサイル飛来時のJアラートによる情報伝達

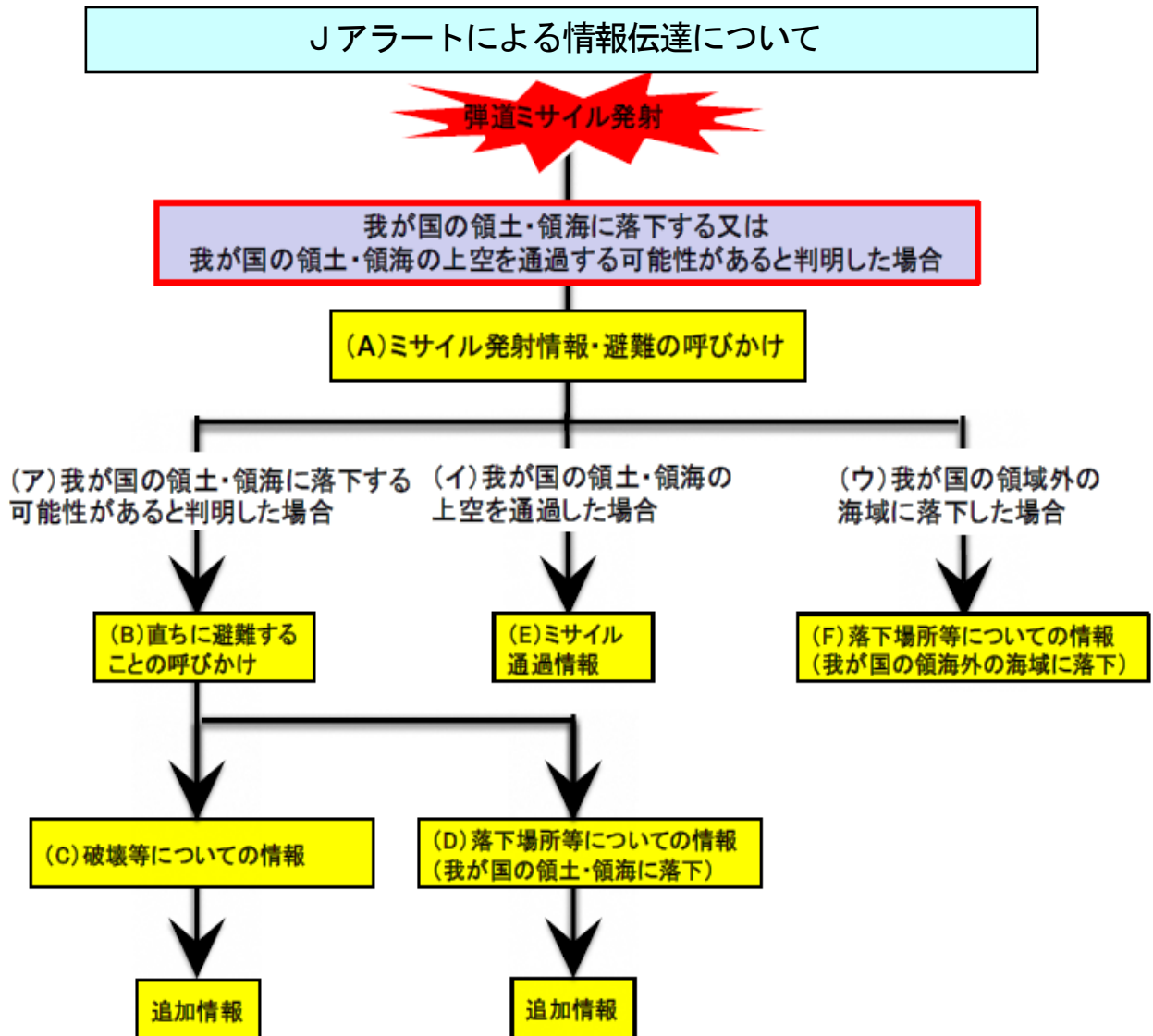
弾道ミサイルが我が国に飛来する可能性があるとして判明した場合、国民の生命を守るため、Jアラートを使用し、携帯電話に配信される緊急速報メールや自動した市町村防災行政無線等（IP告知放送）により、瞬時に国から関係地域の住民へ情報伝達を行うこととしている。

弾道ミサイル飛来時のJアラートによる情報伝達

対処に時間的余裕のない弾道ミサイル発射に関する情報等について、携帯電話等に配信される緊急速報メールや市町村防災行政無線等（IP告知放送）により、国から住民まで瞬時に伝達



2 弾道ミサイル飛来時の情報伝達の内容と住民のとりべき行動



北朝鮮から発射された弾道ミサイルが我が国に飛来する可能性があるとは判明した場合には、まず、弾道ミサイルが発射された旨の情報（A）を伝達し、避難を呼びかけ

(A) ミサイル発射情報・避難の呼びかけ

ミサイル発射。ミサイル発射。北朝鮮からミサイルが発射されたものとみられます。建物の中、又は地下に避難して下さい。

<住民のとりべき行動>

・【屋外にいる場合】

近くの建物の中、又は地下（緊急一時避難施設をはじめ、コンクリート造り等の頑丈な建物や地下街、地下駅舎等の地下施設が望ましいが、そのような建物や施設がなければ、それ以外でも構わない。以下同じ。）に避難する。

・【屋内にいる場合】

すぐに避難できるところに頑丈な建物や地下があれば直ちにそちらに避難する。それができなければ、できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動する。

(ア) 我が国の領土・領海に落下する可能性があるとは判明した場合

弾道ミサイルが我が国の領土・領海に落下する可能性があるとは判明した場合には、
続報として直ちに避難することを呼びかけるとともに、落下時刻及び落下場所
について伝達 (B)

(B) 直ちに避難することの呼びかけ

直ちに避難。直ちに避難。直ちに建物の中、又は地下に避難して下さい。
ミサイルが、●時●分頃、●●県周辺に落下するとみられます。
直ちに避難して下さい。

<住民がとるべき行動>

・【屋外にいる場合】

直ちに近くの建物の中、又は地下に避難する。また、近くに適当な建物等がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守る。

・【屋内にいる場合】

できるだけ、窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動する。

弾道ミサイルがわが国の領土・領海に落下する可能性があるとは判明した場合には、
破壊等の情報について伝達 (C-1、C-2)

(C-1) 破壊等についての情報 (SM-3迎撃成功)

先程のミサイルは、破壊されました。

(C-2) 破壊等についての情報 (PAC-3迎撃成功)

先程のミサイルを迎撃したことにより、ミサイルの破片が、●●県や
その周辺に落下した可能性があります。続報を伝達しますので、引き続
き屋内に避難して下さい。

<住民がとるべき行動>

・続報を伝達するので、引き続き屋内に避難する。

弾道ミサイルが我が国の領土・領海に落下したと推定された場合には、
落下時刻及び落下場所について伝達 (D)

(D) 落下場所等についての情報 (我が国の領土・領海に落下)

ミサイル落下。ミサイル落下。ミサイルが、●●時●●分頃、●●県
●●市周辺に落下したものとみられます。続報を伝達しますので、引き
続き屋内に避難して下さい。

<住民がとるべき行動>

・続報を伝達するので、引き続き屋内に避難する。

(イ) 我が国の領土・領海の上空を通過した場合

弾道ミサイルが我が国の上空を通過した場合には、他に追尾しているミサイルやミサイルから分離した落下物が我が国の領土・領海に落下する可能性が無いことを確認した後、弾道ミサイルが通過した旨の情報を伝達（E）

(E) ミサイル通過情報

ミサイル通過。ミサイル通過。先程のミサイルは、●時●分頃、●●へ通過したものとみられます。不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、直ちに警察や消防などに連絡して下さい。

<住民のとりべき行動>

・引き続き、屋内に避難する必要はないが、不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、直ちに警察、消防や海上保安庁に連絡する。

(ウ) 我が国の領海外の海域に落下した場合

弾道ミサイルが我が国まで飛来せず、領海外の海域に落下した場合には、その旨を続報として伝達（F）

(F) 落下場所等についての情報（我が国の領海外の海域に落下）

先程のミサイルは、●時●分頃、●●海に落下したものとみられます。不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、直ちに警察や消防などに連絡して下さい。

<住民のとりべき行動>

・引き続き、屋内に避難する必要はないが、不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、直ちに警察、消防や海上保安庁に連絡する。

3 弾道ミサイル落下時においてとるべき行動

- 弾道ミサイルによる攻撃の被害の様相は、その弾頭の種類に応じて異なりますが、弾頭の種類に関わらず、弾道ミサイル着弾時には、爆風や建物等が破壊されたことに伴う破片などが発生する。
- こうした爆風や破片などによる身体への被害を避けるため、状況に応じた避難行動を取る必要がある。

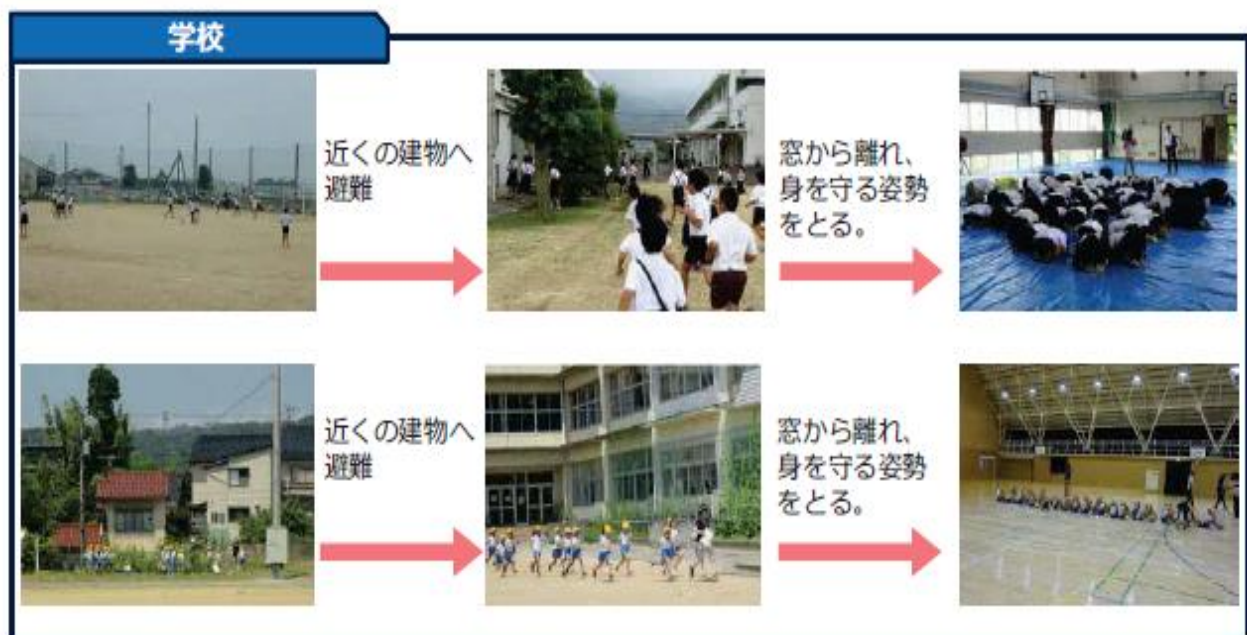


- 弾道ミサイルは極めて短時間で我が国に着弾することが予想されるため、避難行動の時間が限られることから、速やかに以下のような状況に応じた避難行動を取る必要がある。

【屋外にいる場合】

ミサイル着弾時や爆風や破片などの被害を避けるため、近くの建物の中、又は地下（※緊急一時避難施設をはじめ、コンクリート造り等の頑丈な建物や地下街、地下駅舎が望ましいが、そのような建物や施設がなければ、それ以外でも構わない。）に避難する。

※なお、本町において緊急一時避難施設の指定はない。



【建物がない場合】

ミサイル着弾時の爆風や破片などによる被害を避けるため、物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。

自動車運転中



速やかに安全な場所に停車し、車から離れる。近くに建物がないため、その場で伏せて、頭部を守る。



その他



その場で伏せて、頭部を守る。



塀に身を寄せて、頭部を守る



コンクリートに身を寄せて、頭部を守る。



遊具の中に身を隠す。



ベンチの下に身を隠す。



駅構内で隙間に身を隠す。



スロープの下に身を隠す。



コンクリート製のトンネルに避難する。

【屋内にいる場合】

爆風で壊れた窓ガラスなどで被害を受けないよう、できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動する。

小学校の教室



窓から離れる。



机の下で身を守る姿勢をとる。



自宅



窓から離れる。



窓のない廊下
に避難し、身を守る
姿勢をとる。



オフィス



窓から離れた廊下に出て、身を守る姿勢をとる。または、机の下に身を隠す。



その他



＜幼稚園・保育園＞
教室から窓のない廊下に出て、身を守る姿勢をとる。



＜幼稚園・保育園＞
防災頭巾やヘルメットをかぶり、窓から離れて、身を守る姿勢をとる。



＜工場＞
外に面した窓から離れるため廊下に出て、身を守る姿勢をとる。



＜福祉施設＞
窓から離れた場所に集まり、身を守る姿勢をとる。

本事例は、弾道ミサイル攻撃が、町内に着弾する可能性がある事態を想定したパターンである。

【事態と対応の想定】

- ① 某国において弾道ミサイルの発射の兆候があり、本町に着弾もしくは上空を通過おそれがあることが判明。
- ② 弾種は、通常弾頭として想定する。
- ② 全住民を屋内へ避難させる。

時系列	状 況	対応等
4月1日 10:00	・某国において弾道ミサイル発射の兆候があることが判明	国対策本部長が警報の発令を決定
10:02	Em-Net、全国瞬時警報システム(J-ALERT)等により警報を通知	国⇒総務大臣⇒知事⇒町長
		IP告知放送により警報を伝達
10:05		国対策本部が避難措置の指示を検討開始 道対策本部が避難の指示を検討開始
10:08	国から道に対し避難措置を指示	指示概要 要避難地域：町内全域 避難に関し関係機関が構すべき措置： ①速やかに近くの堅牢な建物内に避難させること ②実際にミサイル発射に備え、警報の発令に関する情報に注意すること
10:11	道から避難の指示	指示概要 要避難地域：町内全域 避難に関し関係機関が講すべき措置： ①屋内にいる者は、建物の中心部や地階など安全な場所へ退避すること ②屋外にいる者は速やかに近くの堅牢な建物内や地下に避難すること ③実際のミサイル発射に備え、警報の発令に関する情報に注意すること
10:20	某国から弾道ミサイルが発射される(着弾地域不明)	国対策本部長が警報の発令を決定
	Em-Net、全国瞬時警報システム(J-ALERT)等により警報を通知	国⇒総務大臣⇒知事⇒町長
		IP告知放送により警報を伝達 警報伝達後、IP告知放送により避難指示を伝達
10:25	某国から発射された弾道ミサイルは北海道の上空を通過する見込み	国対策本部長が警報の発令を決定
	Em-Net、全国瞬時警報システム(J-ALERT)等により警報を通知	国⇒総務大臣⇒知事⇒町長
		IP告知放送により警報を伝達 警報伝達後 IP告知放送により避難指示を伝達

関係機関の対応状況

警察による周辺の交通規制	未規制 (避難誘導を優先)
消防による警戒区域の設定	未設定 (避難誘導を優先)
交通機関	宗谷バスは全線運行停止

避難実施要領（弾道ミサイル攻撃 着弾前）

礼文町町長
月 日 時 分現在

屋内避難

1 道からの避難の指示の内容

国の対策本部長は、国民保護法に基づき、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行った。要避難地域内の住民は建物に避難するとともに、安全が確認されるまでの間、そのまま屋内避難を継続すること。それぞれ、ドアや窓を全部閉め、換気扇を止める等、外気から出来るだけ遮断されるようにし、防災行政無線、テレビ、ラジオ等からの情報収集に努める。

2 事態の状況、関係機関の措置

2-1 事態の状況

発生時期	令和 年4月1日 時 分
発生場所	町内全域へ着弾もしくは通過する可能性
実行の主体	某国（詳細は不明）
事案の概要と被害状況	対策本部長は、弾道ミサイル発射の兆候があることから、発射された場合に備えた適切な対応を講じることができるよう、あらかじめミサイル情報と危険性の周知を実施した。
今後の予測・影響と措置	<ul style="list-style-type: none"> ・発射後、北海道上空を通過する可能性が大 ・発射が失敗した場合、弾頭またはミサイルの破片等が礼文町内に影響を及ぼす地点に着弾する可能性がある。 ・弾道ミサイルが発射された場合、速やかに発射方向と着弾予想地域の情報を国、道から入手し、住民に対し、堅牢な建物や地下施設などの屋内に避難できるよう対応を周知徹底する。その際、住民に対し、テレビ、ラジオ、インターネット等から情報収集を呼びかける。 ・Jアラート作動後、速やかに屋内避難し、危険がなくなるまでその場にとどまる必要がある。
気象の状況	天候：晴れ 気温：10℃ 風向：南東 風速：3m/s

2-2 避難住民の誘導の概要

要避難地域	町全域
避難先と避難誘導の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・知事の避難指示を踏まえた対応を基本とし、避難先は最寄りの堅ろうな建物、建物の地階等とし、Jアラート作動後、全住民に屋内避難をさせる。 ・弾頭又はミサイルに破片等が町内に影響を及ぼす地点に着弾した場合は、警戒区域を設定するまでの間、全住民に屋内避難の継続を徹底する。 ・警戒区域の設定後は、警戒区域の住民に対しては屋内避難の継続を徹底させ、警戒区域外の住民に対しては屋内避難を解除する。 ・初弾の着弾以降も不要な外出を避けることを呼びかける。二次攻撃以降も発射の都度、避難については初弾と同様に町民へ伝達する。
避難開始日時	警報発令時（Jアラートの「ミサイル発射情報・避難の呼びかけ」）
避難完了予定日時	速やかに

2-3 関係機関の措置等

措置の概要	IP告知放送、登録制メール等による屋内避難の呼びかけ
連絡調整先	道現地対策本部・現地調整所：町職員2名を派遣 その他関係機関：利尻礼文消防組合礼文支署、稚内警察署

3 事態等の特性で留意すべき事項

<p>① 弾道ミサイルの着弾地域の予測は困難であることや、突発的な着弾に備えて、できるだけ外出は避け、堅ろうな建物に避難する。</p> <p>② 自力での歩行困難者や日本語の理解不十分な外国人等については、付近にある者が避難に関して援助を行うとともに、必要に応じた要配慮者支援を行う。</p> <p>③ 住民が、近所でミサイル着弾音と思われる不審な音を聞いた場合、町役場、消防、警察へ通報するよう住民へ周知する。</p> <p>④ 住民以外の滞在者についても、屋内へ避難することができるよう、集客施設や店舗等に対して依頼する。</p>	
4 住民の行動(基本事項)	
4-1 屋内にいる場合	
<p>すぐに避難できる場所に頑丈な建物や地下があれば直ちに移動。なまればできるだけ窓のない部屋に移動する。</p> <p>① 屋内にいる場合には直ちに建物の中央部に避難し、衣類や持ち物で後頭部を保護する。その際、ガラスの破片による被害が少ないところを選ぶ。</p> <p>② 近くに今いる建物より堅ろうな建物がある場合は、より堅ろうな建物へ避難する。</p> <p>③ 車両内にいる場合は、大きな建物の陰に移動するか、建物は無い場合は電柱など不安定な構造物を避けて、左側に停車する。みやみに車外へ出ないようにする。やむを得ず、車を乗り捨てる場合は、キーをつけたままドアロックせず放置する。</p> <p>④ 安全が確保されるまで、みやみに建物の外に出ない。</p>	
4-2 屋外にいる場合	
<p>近くの建物の中又は地下に避難。適当な建物等がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭を守る。</p> <p>① 外出先においては、可能な限り、屋内に避難するか、余裕がない場合は、何らかの遮蔽物の物陰に留まる（その際、ガラス張りの建築物の下は避ける）。</p> <p>② 近くに遮蔽物が無い場合は、速やかに頭を守って伏せること。</p> <p>③ 攻撃が沈静化した場合には、直ちに最寄りの堅ろうな建物に移動する。</p> <p>④ 攻撃が沈静化した場合には風下を避け、速やかに攻撃が行われた場所から離れる。</p>	
5 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	<p>① IP告知放送、登録制メール、町ホームページ等による伝達や消防団、自治会等通じた伝達など、あらゆる方法により、住民等に避難実施要領の内容を伝達する。</p> <p>② 上記と並行し、町は避難実施要領の内容を電話・FAX等により自治会長に伝達する。</p> <p>③ ホームページ記載文 「礼文町からの緊急放送です。北海道に向けて○国の弾道ミサイルが発射される可能性が高まっています。今後は、テレビなどを通じて政府の記者会見やニュースにより情報を収集してください。 実際に弾道ミサイルが発射された場合は、Jアラートが作動してサイレンが鳴り、避難の呼びかけが放送されます。その時は、直ちに避難行動をとってください。 《避難について》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 屋外にいる場合：直ちに建物の中又は地下がある場合は地下に避難。適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せて頭を守る。 ・ 屋内にいる場合：できるだけ窓から離れできるだけ窓のない部屋に移動 <p>④ 要支援者は一般住民より避難に時間を要することから、避難行動要支援者の個別避難計画を活用して特に迅速な行動に心掛ける。</p> <p>⑤ 実際に弾道ミサイルが発射され、本町の区域が着弾予想地点に含まれる場合は、Jアラートシステムにより、最大音量でサイレン吹鳴が実行される。</p>
避難実施要領の伝達先	全住民及び町内滞在者
職員間の連絡手段	携帯電話
6 緊急時の連絡先	
礼文町 国民保護／緊急対処事態対策本部	<p>電話： 0163-86-1001</p> <p>FAX： 0163-87-1001</p>

第6章 避難実施要領作成における注意点

1 各種の事態に即した対応

- 弾道ミサイル攻撃やゲリラ・特殊部隊による攻撃など攻撃類型により、また、避難に時間的余裕があるか否か、昼間における避難であるか否か等により、実際の避難誘導の在り方は異なり、常にその事態に即した避難誘導の実現を図る姿勢が求められる。避難実施要領についても、事態の変化を踏まえ、逐次修正することが求められる場合もある。
- 弾道ミサイル攻撃においては、当初は迅速に屋内に避難することとなる。避難実施要領の内容はあらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、実際に弾道ミサイルが発射されたときに個人が対応できるよう、その取るべき行動を周知しておくことが主な内容となる。
- ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、比較的時間的な余裕がある場合には、一時避難所までの移動、一時避難所場所からのバス等による移動といった手順が一般には考えられる、昼間において突発的に事案が発生した場合には、当初の段階では個人がその判断により危険回避ための行動を取るとともに、道警察、消防機関、海上保安部、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を行うこととなる。
- 本町のような離島については、道による船舶等の輸送手段の確保と並行しながら、島内における運送手段の確保や残留者の有無の確認等を行うこととなる。
- 行政当局の限られた資源を活用し、効率的に避難を行うためには、必要となる措置に優先順位をつけていかなければならないが、その際、住民への情報提供及び避難行動要支援者の避難誘導について、特に重視しなければならない。

2 避難誘導に係る情報の共有化、一元化

- 避難住民の誘導に当たっては、対策本部長による避難措置の指示の内容、警報の内容（特に法第44条第2項第2号に掲げる「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」の設定の状況）、またはそれを受けた知事による避難の指示を踏まえた対応が基本である。
- 他方、ゲリラや特殊部隊による攻撃などのように、現場において事態が刻々と変化するような状況においては、現地で活動する関係機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を考える必要がある。
- 避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、道、道警察、海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴くこととしており、その際に、各機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を決めておくことが求められる。
- 町の対策本部は、町の区域における国民保護措置を総合的に推進する役割を担うが事態の変化等に機敏な措置が実施できるよう、現地調整所を設けて、活動調整に当たることが必要である。
- 避難誘導の開始や終了時、問題が生じた時などは、現地調整所に必ず連絡し、現地調整所において現場の情報を一元化し、全体の状況を常に把握しておくことが期待される。また、現地調整所の職員は、町対策本部と常に連絡を取り合い連携の取れた対応を行う。
- また、政府の現地対策本部が設置された場合には、当該本部に町の職員を【連絡員】として派遣して、最新の情報を入手するとともに、避難実施要領の作成や修正作業に反映させることが必要となる。

3 住民に対する情報提供の在り方

- 国民保護上、国民への適時適切な情報提供が定められているところであるが、避難誘導に当たっても、住民に可能な限り情報提供をしていく必要がある。
- 武力攻撃やテロについては、我が国においてはあまり意識されてこなかったため、自然災害以上に、希望的観測を抱き、災害の発生を軽視若しくは無視し、適切な行動を取らないということ（正常化の偏見）が起きやすく、また、逆に、小さな事象に対し過剰に反応したり（カストロフィー・バイアス）、流言や誤情報に基づいて思いこみで行動する可能性もある。そうした住民の心理状態も念頭に置き、住民に対して、必要な情報をタイムリーに提供することが必要である。
- その際、事態の状況や住民の避難に係る情報のみならず、行政側の対応の状況についても、可能な限り提供すべきである。それは、住民にとっての安心材料にもなるものである。（状況に変化がない場合においても、現状に関し情報提供を続けることは必要である。）
- また、「正常化の偏見」を考慮すると、自然災害時以上に残留者への対応が必要になる可能性が高く、必要な要員を確保するとともに、把握している情報をもとに丁寧な状況説明を行うこと等により、残留者の説得を行わなければならない。
- 放送事業者の有する情報伝達の即時機能に鑑み、重要な情報は、速やかに放送事業者に提供されることが必要である。
- 避難行動要支援者や外国人など、情報が届きにくい住民については、民生委員、自治会等を通じた情報提供も行うことが必要となるが、そのためには、平素より、十分な連携を図っておくことが求められる。
- NBC攻撃のように、NBCによる汚染の状況が目に見えないような事象においては一般の国民には危険が迫っていることが目に見えないことから、特に行政による速やかな情報提供に心がけなければならない。

4 高齢者、障がい者等への配慮

- 避難誘導に当たっては、自然災害と同様、高齢者、障がい者等の要配慮者のうち、特に避難行動要支援者へ配慮が重要であり、避難誘導に当たり常にこのことを意識する必要がある。また、時間的余裕がなく、屋内に留まる方が安全と考えられる場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として考えることが必要である。
- 具体的には、以下の避難行動要配慮者支援措置を講じていくことが適切と考える。
 - ① 防災・福祉関係部局を中心とした横断的な組織としての「避難行動要支援者班」の設置
 - ② 消防団や自治会等による情報が伝達されているか否かの確認
 - ③ 社会福祉協議会、民生委員、障害者団体等と連携した情報提供と支援の実施
 - ④ 一人ひとりの個別避難計画の策定等
- また、老人福祉施設等の施設の管理者において車いすや担架による移動補助、車両による搬送等の措置が適切に講じられるよう、収容者数を踏まえた運送手段の確保の方策について検討しておくことが必要である。
- なお、「避難支援プラン」を策定するためには、避難行動要支援者情報の把握・共有が不可欠となるが、次の方法がある。

区 分	内 容	留意すべき事項
同意方式	住民一人ひとりと接する機会をとらえて避難行動要支援者を把握し、要支援者本人に直接働きかけ、避難支援プランを策定する方式。必要な支援等をきめ細かく把握できる。	対象者が過多となる場合は、業務量も踏まえつつ、対象者の特定についての検討が必要となる。
手上げ方式	(制度を周知して上で、)自ら希望した者について避難支援プランを策定する方式。必要な支援等をきめ細かく把握することができる。	登録を希望しない者への対策が必要。共有情報による避難行動要支援者の特定をせずに取り組みと、避難行動要支援者となり得る者の全体像が把握できない。
共有情報方式	町が、個人情報保護条例中の個人情報の目的外利用・提供に関する規定に基づいて、審査会等の手続きを経たうえで、福祉関係部局と防災関係部局とで情報共有し、分析の上、避難行動要支援者を特定する方式。	情報共有の結果特定される避難行動要支援者が必要とする支援等をきめ細かく把握するため、最終的には本人からの確認・同意が必要。関係情報を自治会等に提供する場合等にも本人の同意が必要。

※「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」(平成17年3月)より

5 安全かつ一定程度規律を保った避難誘導の実施

- 避難は、現時点において安全でも、事態の変化の可能性があることから、変化した場合においても住民の安全を確保するために行うものであり、避難過程の安全確保は、避難に当たっての前提である。
- したがって、避難誘導の開始時において、道警察等との活動調整を行い、避難経路の要所において、職員を配置して各種の連絡誘導の開始時において、道警察等との活動調整を行い、避難経路の要所において、職員を配置して各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板などを配置して、誘導の円滑化を図るべきである。また、一時避難場所からバス等で移動する場合においては、当該一時避難所において職員を住民の搭乗等の調整に当たらせる必要である。
- また、避難誘導の実施に当たり、少しでも連帯感を持って避難誘導を行う必要があり、現場における個々の誘導員がリーダーシップを発揮することで、一定程度規律を保った避難を行うことが可能となる。
- このため、避難誘導の先導に立つ要員については、次の点に留意して活動させる必要がある。

- 住民は、恐怖心や不安感の中で誘導を行うことになることから、誘導に当たる者はより一層、沈静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- 誘導員は、防災服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にして、その活動に理解を求めること(自治会等には特殊標識の交付も)
- 誘導員は、パニックの予兆を察知したら、それに先立ち迅速な情報提供と冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。
- 近隣の住民に声を掛け合い、相互に助け合って避難を行うよう促すこと。

6 学校や事業所における対応

- 学校や事業所においては、時間的に余裕がある場合を除き、集団でまとまった行動とすることを前提として、誘導の方法を考えるべきである。
- 例えば、学校については、時間的に余裕がある場合には、保護者に連絡して、児童生徒等と保護者が一緒に行動するが、保護者が職場にいる場合や時間的余裕がない場合には、学校の管理下で、担任が児童生徒等と行動を共にして避難を行うことを基本とする。（登下校中や課外活動中に、学校に戻ったり、所在する児童生徒についても同様である。）
- こうした取組みを円滑に進めるためにも、平素より、学校や事業所と連携を図るとともに、訓練等により浸透を図る必要がある。

7 民間企業による協力の確保

- 災害時の民間企業の役割として、「企業内の防災」のみならず、「地域の防災力」を確保する上での役割が重要となっている。企業を持つ物理的スペースが、住民避難に役立つのみならず近隣地域等の情報提供等についても、重要な役割を果たしうる。
- 例えば、昼間において、武力攻撃やテロが発生した場合においても、企業単位で地域の避難誘導を主体的に実施するなど、大きな効果を生む。
- このため、こうした取組み等を行う民間企業をPRすることなどにより、地域において、民間企業が住民避難等を支援する体制づくりを進めるべきである。

8 住民の「自助」努力による取組みの促進

- 災害時では、「自助7割、共助2割、公助1割」であると、一般に指摘されており、特に初動の対応は、阪神・淡路大震災の際の教訓に照らしても、個々人の自助能力が鍵であるとされている。つまり、テロ生起現場は、多数の住民が生活している場でもあり、住民自らが身を守る必要があるということである。
 - 事案の発生直後は、危機を回避し被害を軽減するため非常に重要な時間であるが、その時点での行政側の対応には一定の限界があり、国民一人ひとりが危機回避のために問題意識を持って対応できるよう、平素からの啓発を強化する必要がある。
 - 各市町においても、武力攻撃事態あるいは大規模テロに際し、住民自ら行うべきことについて、研修会や訓練を通じて、平素から周知するよう努力することが期待されている。そうした取組みは、緊急時に一定の方向に人々の行動を集約させるという効果も有しており、安全かつ円滑な避難実施の点からも有効である。
- ※攻撃発生当初の段階では、個々人の判断により、現場における次の行動を考える。

- 爆発音を聞いた直後は、とっさに低い姿勢になり、身の安全を守るとともに、周囲の状況を確認する。
- 速やかに爆発が起こった建物などからできる限り離れる。
- 近隣の堅牢な建物や地下など屋内に避難する。また、移動に際しては、現場に消防職員、警察官又は海上保安官がいる場合には、その指示に従って、落ち着いて行動する。
- 異変の起こった地域には、むやみに近寄らない。

「武力攻撃やテロなどから身を守るために」（内閣官房）参考

第7 資料編

1 町の地理的、社会的特性

避難誘導にあたって必要となる基礎資料として、本町の地域特性を以下のとおり整理する。

(1) 地形

本町は、我が国最北端の離島として北緯 45 度 30 分 14 秒、東経 141 度 4 分 16 秒の位置にあり、北海道北端の稚内市より西方 59km の日本海洋上に蠍（さそり）が手を広げたような格好で浮かんでおり、その南側には僅か 8km あまりの礼文水道を隔てて利尻島が並んでいる。

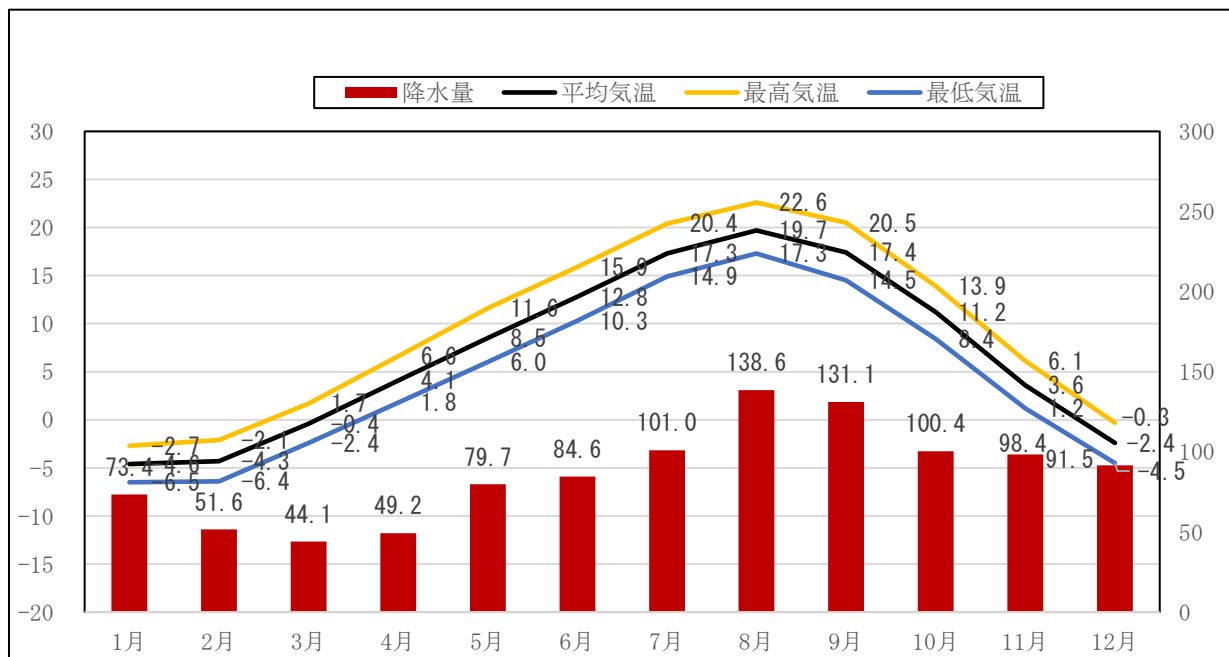
地形の特徴としては、南北 29km、東西 8km と細長く、標高は島内中央部の最高地点である礼文岳(490m)を除けば、南部及び中部は概ね 200m から 300m の山地が連続し、東側は海岸に向かって次第に下降しているが、西側は急傾斜する海蝕崖として断崖絶壁をなし、海に臨んでおり、面積 81.64km²、海岸線の延長は 72km である。



(2) 気候

本町は、日本最北端の宗谷地方の寒冷な気候ではあるが、対馬海流の影響を受け、宗谷地方の内陸の気候に比べ、比較的寒暖の差は小さい。年間の降水量は1,000ミリ前後であり、年間の平均風速は毎秒3.5メートル前後と極端に強くはないものの、日最大瞬間風速が毎秒25メートルを超える日がしばしばある。春と秋は比較的晴れる日が多いものの、夏はオホーツク海高気圧の影響や前線の影響により、曇りや雨の日が多く、冬は季節風の影響により雪の日が多い。

■2003年～2020年の気象



区分	平均気温 °C	最高気温 °C	最低気温 °C	降水量 mm	平均風速 m/s	日照時間 h
1月	-4.6	-2.7	-6.5	73.4	2.8	47.5
2月	-4.3	-2.1	-6.4	51.6	3.1	72.2
3月	-0.4	1.7	-2.4	44.1	3.6	153.8
4月	4.1	6.6	1.8	49.2	3.8	192.7
5月	8.5	11.6	6.0	79.7	4.1	170.4
6月	12.8	15.9	10.3	84.6	3.8	125.9
7月	17.3	20.4	14.9	101.0	3.5	126.5
8月	19.7	22.6	17.3	138.6	3.5	154.2
9月	17.4	20.5	14.5	131.1	3.4	186.7
10月	11.2	13.9	8.4	100.4	3.5	159.6
11月	3.6	6.1	1.2	98.4	3.4	82.0
12月	-2.4	-0.3	-4.5	91.5	3.2	42.5
全年	6.9	9.5	4.5	1049.1	3.5	1514.3
統計期間	2003年～2020年					

(資料「気象庁観測データ」)

(3) 人口分布

本町の人口は、国勢調査によると昭和30年の9,874人をピークに減少傾向をたどり令和2年には2,509人となり、その減少率は75.5%となっている。最近の推移については平成27年の2,773人に対し令和2年では264人が減少し、減少率は11.5%となっており、その減少の激しさが顕著に現れている。

年齢階層別にみると、人口動態では若年層の減少が続くなかで、65歳以上の高齢者については令和5年3月現在で総人口の38.6%を占め、高齢化が著しく進行しており、今後においても高齢化率の増加が予想される。また、本町には香深地区と船泊地区があり、香深地区の方が若干人口は多く、両地区ともに市街地に集中し、それ以外の人口の減少は著しく、高齢化比率も高くなっている。

■礼文町の総人口及び人口増減数

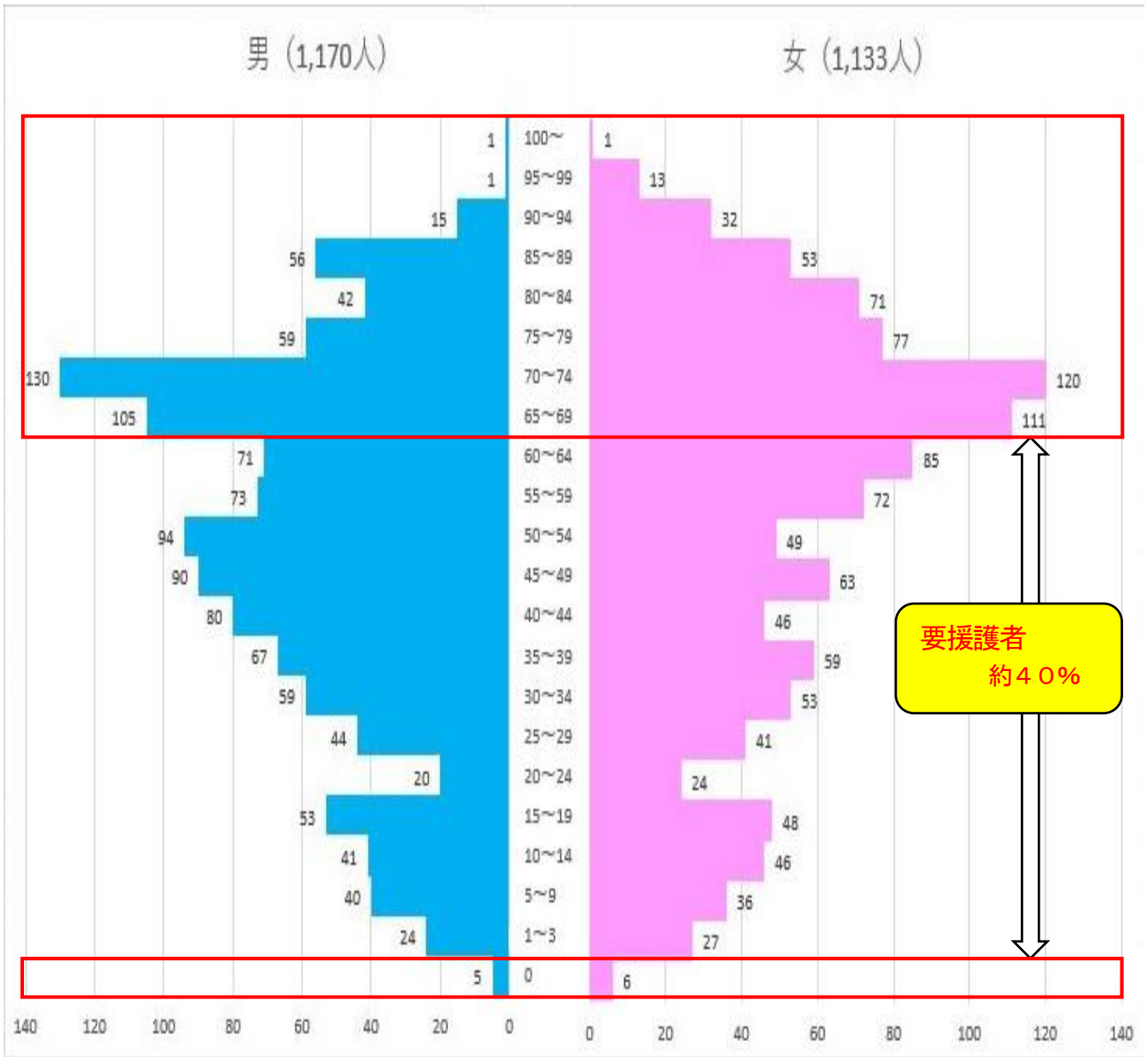
(単位：人、%)

年次	人 口			総数の対前回比	
	総数	男	女	増減数	率
昭和30年	9,874	5,097	4,777		
35	8,795	4,523	4,272	△1,079	△10.9
40	8,374	4,286	4,088	△421	△4.8
45	7,535	3,790	3,745	△839	△10.0
50	6,525	3,332	3,193	△1,010	△10.4
55	5,990	3,016	2,974	△535	△8.2
60	5,724	2,884	2,840	△266	△4.4
平成2年	5,121	2,552	2,569	△603	△10.5
7	4,375	2,172	2,203	△746	△14.6
12	3,856	1,923	1,933	△519	△11.9
17	3,410	1,661	1,749	△446	△11.6
22	3,078	1,532	1,546	△332	△13.4
27	2,773	1,398	1,375	△305	△10.8
令和2年	2,509	1,284	1,225	△264	△11.5
※令和5年3月	2,303	1,170	1,133	△206	△12.8

(資料：昭和30年～令和2年「国勢調査」、令和5年3月「住民基本台帳」)

■人口分布

(令和5年3月1日現在)



(資料「住民基本台帳」)

■年齢別、地域別人口

(令和5年3月1日現在)

(単位：人、%)

地 区	人口			世帯数	15歳未満		15～64歳		65歳以上	
	総数	男	女		人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比
内 路	49	28	21	27	3	6	24	49	22	45
起 登 白	23	12	11	13	1	4	14	61	8	35
香深井 1	192	85	107	127	16	8	98	51	78	41
香深井 2	42	20	22	22	3	7	19	45	20	48
手 然	32	15	17	19	4	13	17	53	11	34
津 軽 町	174	83	91	72	34	19	99	57	41	24
会 所 前	158	78	80	84	21	13	97	62	40	25
入 舟	197	91	106	103	20	10	101	51	76	39
尺 忍	110	57	53	71	5	5	66	60	39	35
差 閉	61	27	34	32	2	3	24	39	35	58
奮 部	29	18	11	18	1	4	16	55	12	41
知 床	98	50	48	53	8	8	40	41	50	51
元 地	81	45	36	43	7	9	33	41	41	50
香 深 地 区 計	1,246	609	637	684	125	10	648	52	473	38
赤 岩 1	44	28	16	31	0	0	26	59	18	41
赤 岩 2	37	19	18	16	3	8	17	46	17	46
上 泊	39	20	19	24	1	3	14	36	24	61
高 山	31	18	13	17	4	13	9	29	18	58
幌 泊 1	20	12	8	8	1	5	10	50	9	45
幌 泊 2	36	22	14	16	4	11	15	42	17	47
五 番 地	42	26	16	18	5	12	24	57	13	31
大 備 1	89	42	47	40	8	9	42	47	39	44
大 備 中央	71	35	36	37	5	7	29	41	37	52
大 備 3	185	99	86	86	29	15	115	62	41	22
沼 の 沢	13	12	1	12	0	0	11	8	2	15
大 備 湖 畔	224	121	103	109	29	13	147	66	48	21
浜 中	67	31	36	41	1	1	26	39	40	60
江 戸 屋	24	12	12	12	0	0	7	29	17	71
白 浜	21	10	11	11	0	0	4	19	17	81
須 古 頓	23	10	13	10	2	9	7	30	14	61
鮑 古 丹	1		1	1	0	0	0	0	1	100
鉄 府	49	28	21	20	3	6	28	57	18	37
西 上 泊	32	13	19	16	2	6	9	28	21	66
宇 遠 内	8	3	5	3	3	38	3	38	2	24
召 国	1		1	1	0	0	0	0	1	100
船 泊 地 区 計	1,057	561	496	529	100	10	543	51	414	39
合 計	2,303 (432)	1,170 (179)	1,133 (253)	1,213	225 (11)	10 (1)	1,191	52	887 (421)	38 (19)

※要援護者数（乳幼児、高齢者）⇒全人口の約40%（うち後期高齢者：約20%）（資料「住民基本台帳」）

(4) 道路の位置

本町の道路網は、島の東海岸に沿って香深地区と船泊地区を結ぶ主要幹線である道道と、生活路線的役割を果たす町道がある。

道道は、礼文島線・船泊港利礼公園線・礼文空港線・元地香深線の4路線があり、その総延長は38.5kmで舗装率は約100%となっている。また、町道は路線数が136路線あり、その総延長は95.1km、舗装率は約26%となっている。

(5) 空港、港湾の位置等

空港は、北海道が設置管理する第3種礼文空港が船泊地区にあり、800mの滑走路を有し、昭和53年6月に開設したが、平成21年4月より定期航空路線を運休している。

港湾は、礼文島の南側香深地区に本町の表玄関として4,200t級のカーフェリーが寄港し離島住民の生活や福祉、観光、物流等ライフラインとして本土との交通の重要な拠点となっている香深港と、流水による離島定期航路の閉鎖時等を含め、防災対策上或いは漁業基地として重要な役割を担う香深港船泊分港が船泊地区にある。

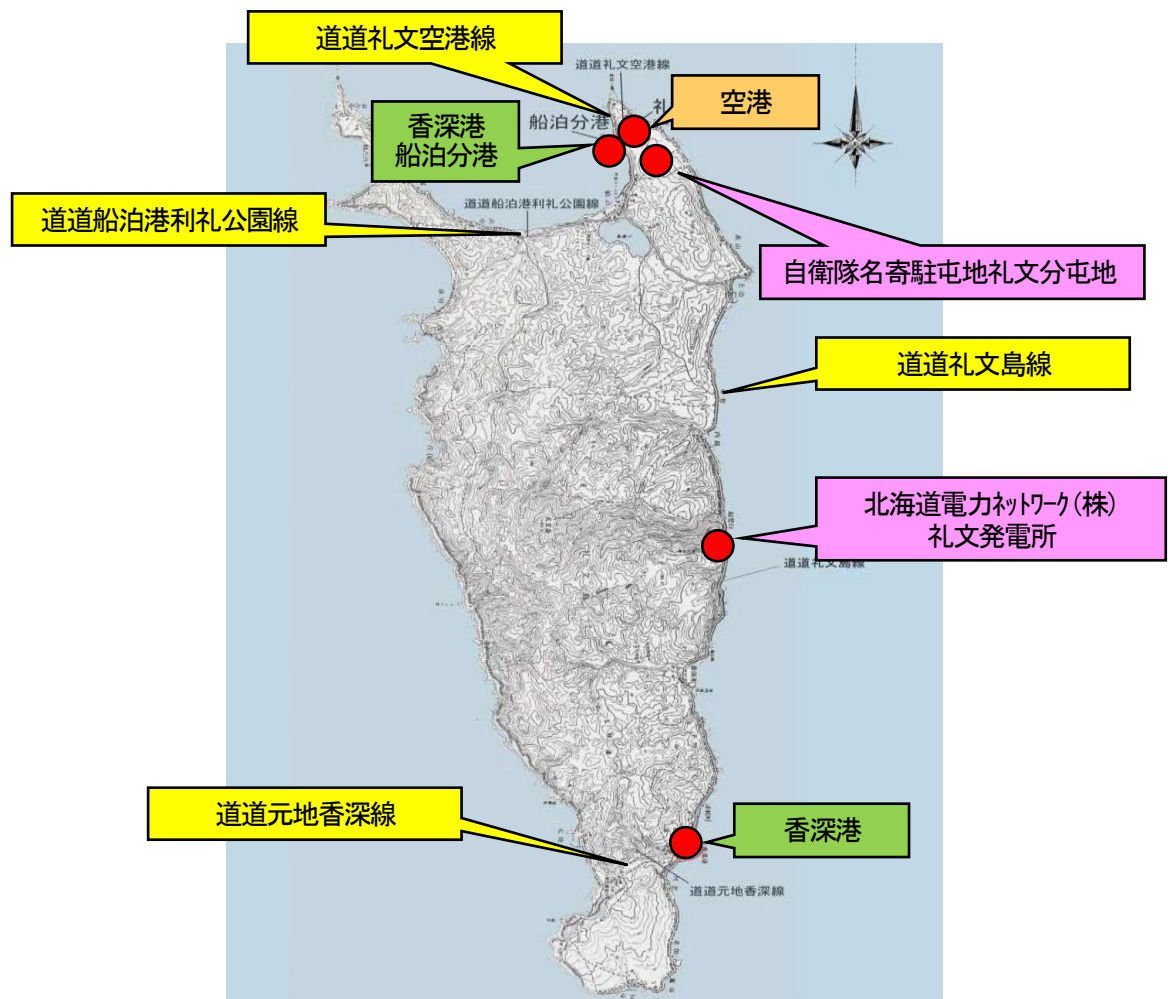
(6) 自衛隊施設等

自衛隊施設は、陸上自衛隊名寄駐屯地礼文分屯地が船泊地区に所在する。

(7) その他

発電所施設は、北海道電力ネットワーク株式会社礼文発電所が香深地区キトウスに所在する。

名称	発電方式	発電容量 (町内割合)
北海道電力ネットワーク株式会社礼文発電所	火力発電 (内燃料)	4,450 k w (100%)



2 礼文町の国民保護避難施設

連番	地区	名 称	所在地	管理者連絡先		収容可能人数
				電話	F A X	屋 内
1	香 深 地 区	香深井小学校校舎	カカイ 301	86-1926	86-2191	528
2		香深井小学校屋内運動場				309
3		香深井小学校グラウンド				(屋外)
4		礼文小学校校舎	トナイ 914	86-1038	86-2771	944
5		礼文小学校屋内運動場				288
6		香深中学校校舎	トナイ 914	86-2021	86-2041	1,069
7		香深中学校屋内運動場				628
8		富士見ヶ丘グラウンド	トナイ 828	86-2119	86-1790	(屋外)
9		緑ヶ丘スポーツ公園	カカイ 1140	86-1797		(屋外)
10		元地地区防災避難所	モチ 135-1	86-1001	87-1001	112
11	船 泊 地 区	船泊小学校校舎	ウエン休 393	87-2757	87-3223	732
12		船泊小学校屋内訓練場				350
13		船泊中学校校舎	フシヨナイ 202	87-2148	87-3301	833
14		船泊中学校屋内訓練場				199
15		船泊小中学校グラウンド	フシヨナイ 316	87-2757	87-3223	(屋外)
16		旧神崎小学校校舎	ホカ休 690	87-2332	87-3141	485
17		旧神崎小学校屋内運動場				199
18		旧神崎小学校グラウンド				(屋外)
19		礼文高校校舎	チカナイ 27	87-2358	87-2301	972
20		礼文高校屋内運動場				484
21		礼文高校グラウンド				(屋外)
22		上泊地区防災避難所	ウエントマリ 395-1	86-1001	87-1001	608
23		須古頓地区防災避難所	スコトマリ 746	86-1001	87-1001	372
24		船泊西地区防災拠点センター	西大沢 925	86-1001	87-1001	94
25		礼文町総合公園	ウエン休	86-1001	87-1001	(屋外)

3 海上・航空・陸上交通

① 海上交通

ア 離島航路の状況

島名	事業者名	航路距離 (km)	片道 所要時間	運航 回数	住所 TEL・FAX
礼文島	ハートランドフェリー	5.9	1時間55分	4便	北海道札幌市中央区北3条西3丁目 011-233-8010 (FAX011-233-2783) URL http://www.heartlandferry.jp/

【使用船舶明細】

船名	就航	全長 (m)	幅 (m)	深さ (m)	航海速度 (ノット)	総トン数 (トン)	旅客定員(名)		車両搭載 能力
							夏期	夏期以外	
ボレアース 宗谷	H15.5	95.7	15.0	5.4	19.7	3,58	550	500	8トン21台 乗用車66台
サイブリア 宗谷	H20.5	95.7	15.0	5.4	19.6	3,56	550	475	8トン21台 乗用車55台
アマポーラ 宗谷	R2.2	95.6	15.0	5.5	19.4	4,27	550	495	8トン21台 乗用車53台

イ 航路状況

航路	就航(日)	R1旅客数	うち島民(礼文島)
稚内—香深	2～4便	149,903人	25,328人
鴛泊—香深	2～4便	149,903人	2,976人
杓形—香深(夏季運航)	1便	16,630人	563人

※令和5年2月1日現在

※令和3年度(2021年度)、令和2年度(2020年度)は新型コロナウイルス感染症の影響に旅客数が大きく減少しているため、令和元年度(2019年度)の状況を記載

ウ 港湾の係留施設状況（避難住民の運送が可能な接岸場所を抽出）

港名	名称	延長 (m)	エプロン幅 (m)	水深 (m)	係船柱 (基)	対象船舶 (総トン数)
香深港	中央ふ頭岸壁	169.10	10.00	-5.0	10×13	2,000
	新港中央岸壁	153.04	15.00	-6.0	15×8 35×2	3,000
	新港東岸壁	136.06	15.00	-5.5	15×9 35×2	2,500
	新港南岸壁	100.23	15.00	-5.5	25×7 35×2	3,000
	-6.0m 岸壁(耐震)	160.37	20.00	-6.0	35×9 51×2	3,000
香深港 船舶分港	南岸壁	120.00	14.00	-5.0	15×10	1,000
	第二南岸壁	153.00	15.00	-6.0	15×10	3,000
	新南岸壁	200.01	14.00	-5.5	35×4 25×10	3,000

※第4種漁港である礼文西漁港（元地、鉄府）には、着岸できる岸壁なし

エ 海上保安庁（第一管区海上保安本部稚内海上保安部）の船艇状況

船名	就航	全長 (m)	幅 (m)	深さ (m)	吃水 (m)	速力 (ノット)	総トン数 (トン)	乗船 可能数 (名)
巡視船 りしり	H28.10	96.0	11.5	非 公 表			1500	129
巡視船 もとうら	S61.11	67.8	7.9				325	48
巡視艇 きたかぜ	H18.3	20.0	4.3				23	15

オ 海上自衛隊（大湊地方隊（函館基地隊、大湊警備隊））の艦艇状況

船名	就航	全長 (m)	幅 (m)	深さ (m)	吃水 (m)	速力 (ノット)	基準 排水量 (トン)	乗船 可能数 (名)
多用途 支援艦 (大湊)	H16.3	65.0	12.0	5.8	3.5	15	980	100
掃海艇 (函館)	H15.3 H17.3	54.0	9.4	4.2	3.0	14	510	100

カ 北海道警察（稚内警察署）

船名	就航	全長 (m)	幅 (m)	深さ (m)	吃水 (m)	速力 (ノット)	基準 排水量 (トン)	乗船 可能数 (名)
警備艇 そうや	H11.11	18.2	4.2	2.0	非公表			7

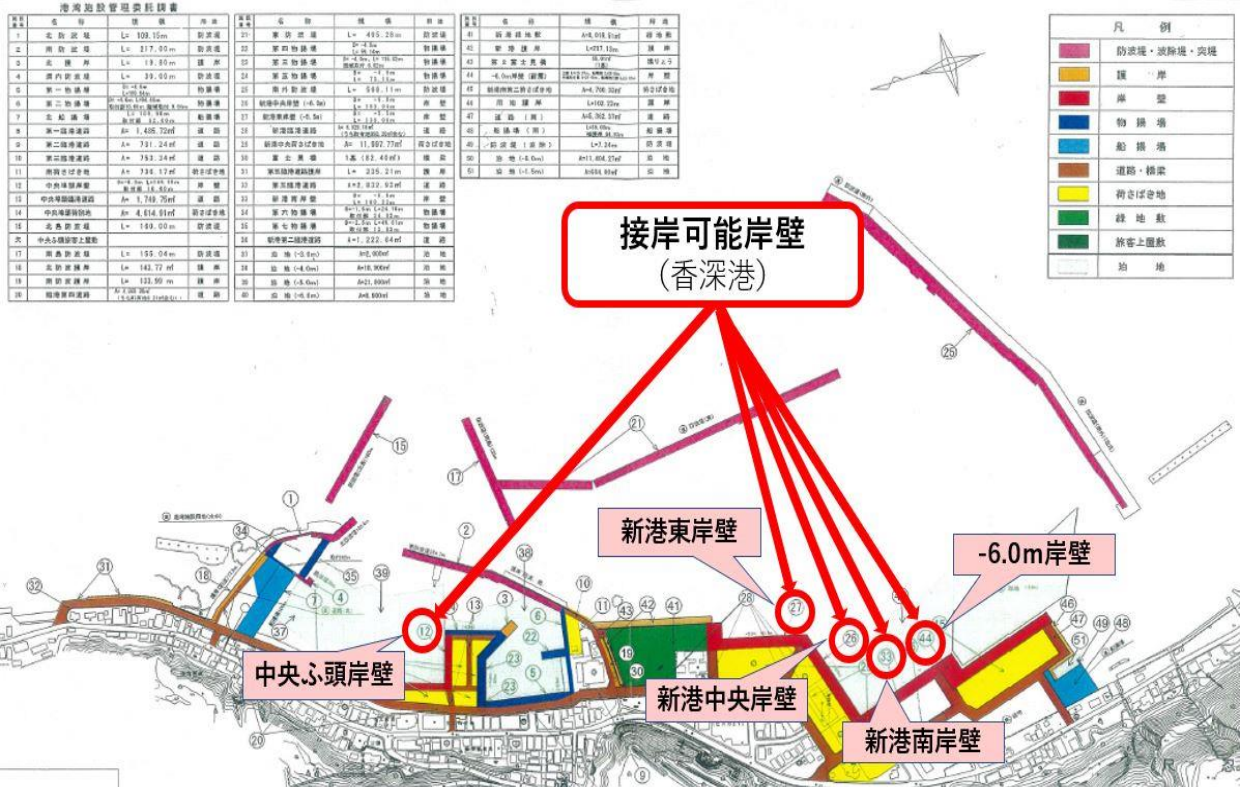
キ 接岸可能な船舶

港名	名称	ハートランド フェリー	稚内海上保安部			海上自衛隊		北海道 警察 (稚内 警察 署)
			巡視船 りしり	巡視船 もとうら	巡視艇 きたかぜ	多用途 支援艦 すおう (大湊)	掃海艇 いずしま あおしま (函館)	警備艇 そうや
	乗船可能数	550名	129名	48名	15名	100名	100名	7名
香深港	中央埠頭岸壁	×	×	×	○	×	×	○
	新港中央岸壁	○	○	○	○	○	○	○
	新港東岸壁	×	×	×	○	○	○	○
	新港南岸壁	×	×	×	○	○	○	○
	-6.0m岸壁 (耐震)	○	○	○	○	○	○	○
香深港 船泊分 港	南岸壁	×	×	×	○	○	○	○
	第二南岸壁	○	×	○	○	○	○	○
	新南岸壁	○	×	×	○	○	○	○

※ 稚内海上保安部の巡視艇及び北海道警察稚内署の警備艇については、海上（陸上）の警備行動（要員の派遣輸送など）を主な任務とし、他に輸送手段がなく、かつ緊急性がある場合に限り輸送業務を実施する。

【接岸可能岸壁】

1 香深港



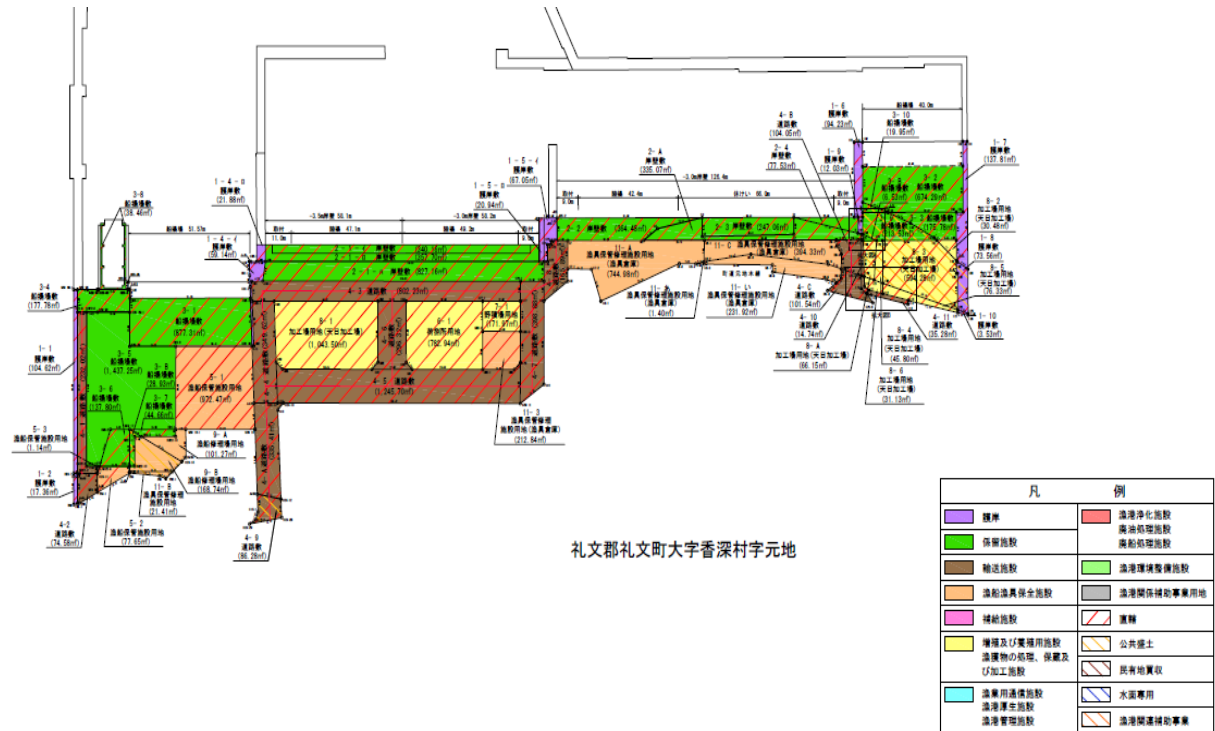
2 香深港船舶分港



【参考資料】（第4種漁港）

艦艇は、第4種漁港の岸壁に直接接岸できませんが、港外待機の艦艇から、搭載艇を派遣し、岸壁に接岸させる。その後、岸壁と艦艇間を往復し、避難住民を収容する。
 (※ 搭載艇の吃水は、約2m程度であり、接岸可能)

1 礼文西元地地区：元地漁港



2 礼文西地区：元地漁港



② 航空交通

ア 空港施設概況

空港名	施設管理者	施設区分									備考
		着陸帯 等級	着陸帯 等級	滑走路 (L×M) m	誘導灯 (L×M) m	エプロン ㎡	照明施設	航行・着陸 援助施設	ターミナル ビル ㎡	駐車場 ㎡	
礼文	北海道	920× 60	H級	800×25	30×9	2,000	エプロン灯	YOR/DME	373	1,040	休止中(平成21年 4月～)
利尻	北海道	1,920 ×150	C級	1,800× 45	197.5× 23	12,750	航空灯火 一式	YOR/DME	1,936	4,369	滑走路延長1,800m 供用開始(平成11 年6月)
稚内	設置：国 管理：北海 道エアシス テム	2,320 ×300	B級	2,200× 45	195×30	23,000	航空灯火 一式	ILS	4,000	1,900	滑走路延長2,200m 供用開始(平成21 年11月)

(航行・着陸援助施設)：VOR：超短波全方向式無線標識、DME：距離測定装置、ILS：計器着陸装置

イ 航空路別状況

運航路線	就航(日)	R1旅客数	うち島民(礼文島)
丘珠—利尻	1～2便	20,506人	9,300人
新千歳—利尻(夏季運航)	1便	21,268人	208人

※令和5年3月1日現在

※令和3年度(2022年度)は新型コロナウイルス感染症の影響に旅客数が大きく減少しているため、令和元年度(2019年度)の状況を記載

ウ 運航機体の状況

運航路線	機種	定員	機別	登録
丘珠—利尻	A TR42-600	48名	プロペラ機	R1.12
新千歳—利尻	B737-800	166名	ジェット機	H28.3

※令和5年3月1日現在

③ 陸上交通

一般旅客自動車運送事業

ア バス（一般乗合・一般貸切）

会社名	運行 系統数	事業用自動車数（ ）：貸切					従業員数	住所 TEL・FAX	
		乗合	貸 切						合計
			大型	中型	小型	小計			
宗谷バス（株） 礼文営業所	4	5 (7)				5 (7)	12	礼文町大字香深村字ワッ 0163-86-1020 FAX：0163-86-2151	

※貸切—観光シーズンの4月中旬～10月下旬

イ タクシー（一般乗用旅客自動車運送）

会社名	自動車数（種 別）			従業員数	住所 TEL・FAX
	特定大型 (ジャンボ)	小 型	計		
(有) 礼文ハイヤー	4	3	7	3	礼文町大字香深村字ワッ 0163-86-1320 FAX:0163-86-1382
(有) イシドウハイヤー		2	2	1	礼文町大字香深村字ヘウケトンナイ 0163-86-1148 FAX:0163-86-1170

ウ 道路
道道

NO	路線名	区 間		路線認定 (日)	総延長 (m)	実延長 (m)	改良済 延長 (m)	改良率 (%)	舗装済 延長 (m)	舗装率 (%)
		起点	終点							
1040	礼文島線	船泊 (道道507号船 泊港利礼公園線 交点)	知床 (知床駐車公園)	S32.3.20	22,485	22,485	20,571	91.5	21,684	96.4
3507	船泊港利 礼公園線	船泊	須古頓	S40.3.26	10,321	10,305	10,305	100	10,305	100
3765	元地香深 線	元地	香深 (道道40号礼文 島線交点)	S47.3.31	2,244	2,241	2,241	100	2,238	99.9
3926	礼文空港 線	船泊 (礼文空港)	船泊 (道道507号船 泊港利礼公園線 交点)	S52.3.31	1,139	1,104	1,104	100	1,104	100

4 観光客入込状況

【上半期】

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
令和元年度	3,000	10,900	26,700	26,600	20,000	14,100
平成26年度	3,800	11,400	28,800	28,400	18,400	18,800
平成21年度	3,800	13,200	41,400	39,700	24,700	25,300

※繁忙期（5月から9月）は一日最大約800名が入島すると見込まれる。

【下半期】

月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和元年度	7,700	900	800	700	700	700
平成26年度	7,400	1300	900	1,000	800	1,100
平成21年度	9,900	1,700	800	800	800	1,400

【年間】

年度	入込数
令和元年度	112,000
平成26年度	122,100
平成21年度	163,500

● 離島割引利用者を減じているため、ハートランドフェリー（株）の公表数字とは一致しません。

※ 令和3年度(2021年度)、令和2年度(2020年度)は新型コロナウイルス感染症の影響により観光客が大きく減少しているため、令和元年度(2019年度)を最新として記載

5 離島の住民の避難に係る運送事業者の航空機や船舶の使用についての基本的な考え方

※【離島の住民の避難に係る運送事業者の航空機や船舶の使用についての基本的な考え方】

(平成17年12月19日閣副安危第498号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当付内閣参事官(事態法制企画担当)通知、国政調第169号国土交通省政策統括官付政策調整官(危機管理担当)通知)

1 趣旨

都道府県知事又は市町村長は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。)第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事にあつては運送事業者である指定公共機関又は当該市町村が属する都道府県の知事が指定した指定地方公共機関に対して、避難住民を誘導するため、避難住民の運送を求めることができるとされている。

他方、離島における住民の避難については、住民を離島外に避難させる場合には運送手段に大きな制約があることから、国として運送事業者の航空機や船舶の使用等についての基本的考え方を示すものである。

なお、この基本的な考え方に定める市町村及び都道府県に関する事項については、離島の住民の人口、住民の避難のために確保できる離島内の車両等や離島外への避難に用いる船舶等の輸送の輸送能力、離島外への避難に要する時間、当該離島の地域を管轄する市町村の数等の地域の実情を勘案し、市町村及び都道府県でこれと異なる運用とすることを妨げるものではない。

2. 運送の求めを行うに当たっての考え方等

(1) 平素からの備え

○基本的な考え方

・離島の住民を離島外に避難させる場合においては、運送手段に大きな制約があり、その確保が通常の住民の避難に比べ困難であることが多いと考えられることから、離島内の空港及び港湾までの避難住民の誘導については要避難地域を管轄する市町村が中心となつて行い、離島内の空港から離島外の空港及び港湾を経由した避難先地域までの避難住民の誘導については都道府県が市町村を最大限支援することを基本とする。

・国、都道府県及び市町村は、防災に関する体制を最大限活用するとともに、それぞれが収集した情報等について、平素から共有し、避難住民の誘導が的確かつ迅速に実施できるよう備えるものとする。

・都道府県及び市町村は、離島の住民の人口、避難住民の運送を求める運送業者である指定公共機関の事務所の離島内での有無、離島の地域を管轄する市町村の数等の地域の実情を勘案し、離島の住民の誘導に関するそれぞれの役割分担を離島毎にあらかじめ定めておくこととする。

・国、都道府県及び市町村は、相互間並びに運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関との間の連絡窓口の設定、避難方法の確立等連絡体制を整備しておくものとする。

○市町村の対応

・市町村は、昼夜間の別、通勤及び通学、観光客等の状況を勘案し、離島における住民及び滞在者の概数を平素から把握しておくものとする。

・市町村は、離島内の運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が保有するバス等の台数等その輸送力を把握するとともに、これらの者との連絡窓口の設定、連絡方法の確立等連絡体制を整備しておくものとする。

- ・市町村は、離島の住民の避難に活用が可能な自ら保有する車両、船舶等の輸送能力を把握するとともに、都道府県の協力を得て、都道府県が保有する離島の住民の避難に活用が可能な車両、船舶等の輸送能力を把握しておくものとする。
- ・市町村は、離島において、離島外への避難の必要が生じた場合には、住民を離島内の港湾及び空港まで迅速に移動させる必要があるが、離島内において公共交通機関に限られ、十分な輸送力が確保できないことも想定されることから、自ら保有する車両及びマイカーの利用を含め的確かつ迅速な住民の避難ができるようそのあり方について検討し、都道府県警察その他の関係機関の意見を聴いて、あらかじめ定める避難実施要領のパターンに定めておくものとする。
- ・市町村は、都道府県と協力して、空港及び港湾のキャパシティ（空港機又は船舶の大きさによる離発着又は接岸の可能頻度等）や運送事業者である離発着又は接岸可能性、離発着又は接岸の可能頻度等）や運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が保有する航空機及び船舶の台数等その輸送力を把握するとともに、これらの者と連絡窓口の設定、連絡方法の確立等連絡体制を整備しておくものとする。
- ・市町村は、防衛省及び海上保安庁が保有する航空機及び船舶による避難住民の運送が特に必要であると認め、都道府県知事に対し、防衛庁及び海上保安庁に要請を行うよう求める際の手続について定めておくものとする。
- ・市町村は、特に市町村の出張機関のない有人離島においては、住民の避難等の国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要な体制を整備するよう努めるものとする。
- ・市町村は、避難住民の運送を求めた場合の契約条件について、あらかじめ運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関と必要に応じ協議しておくものとする。

○都道府県の対応

- ・都道府県は、市町村と協力して、空港及び港湾のキャパシティ（航空機又は船舶の大きさによる離発着又は接岸可能性、離発着又は接岸可能頻度等）や運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が保有する航空機及び船舶の台数等その輸送力を把握するとともに、これらの者との連絡窓口の設定、連絡方法の確立等連絡体制を整備しておくものとする。
- ・都道府県は、離島の住民の避難に活用が可能な自ら保有する車両、船舶等の輸送能力を把握しておくものとする。
- ・都道府県は、地理的条件等により他の都道府県へ離島の住民を避難させるため他の都道府県に応援を求める蓋然性が高い離島に関しては、避難住民の運送手段の確保、避難住民の受入れ体制の整備等について、他の都道府県とあらかじめ協議し、定めておくものとする。
- ・都道府県は、当該都道府県の区域内の離島の住民の避難に関して、市町村への支援、他の都道府県への応援の求め等について、定めておくものとする。
- ・都道府県は、防衛庁及び海上保安庁が保有する航空機及び船舶による避難住民の運送を要請する場合に備え、当該運送を要請する際の連絡窓口の設定、連絡方法の確立等連絡体制を整備しておくものとする。
- ・都道府県は、避難住民の運送を求めた場合の契約条件について、あらかじめ運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関と必要に応じ、協議しておくものとする。

○国の対応（略）

(2) 武力攻撃事態等における対応

○基本的な考え方

・市町村及び都道府県が、避難住民の運送のために取りうる手段としては、次の方法が考えられる。

①運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して避難住民の運送を求めること。

②自らが保有する車両及び船舶を利用して避難住民を運送すること。

③防衛庁及び海上保安庁に対して、その保有する航空機及び船舶による避難住民の運送の要請を行うこと。

・検討を行うに当たっての考慮事項としては次のものが考えられる。

①避難住民の人数、運送手段の種類及び特性、運送手段を利用するために要する時間等を総合的に勘案して、どの手段が的確かつ迅速に避難住民を運送できるか等の観点から、最も適当と判断されるものを選択すること。

②防衛庁及び海上保安庁が保有する航空機及び船舶による避難住民の運送については、防衛庁及び海上保安庁それぞれの任務・特性や避難住民の運送に係る具体的な必要性を踏まえて検討すること。

○市町村の対応

・市町村長は、都道府県知事の避難の指示で示された主要な避難の経路、避難のための交通手段その他避難の方法、都道府県国民保護対策本部からの情報等を踏まえ、運送手段を効率的に活用できるよう離島内の地域を分割するなどして、避難の時期、避難の経路、避難の手段等を決定し、あらかじめ定めた避難実施要領のパターンを基に、都道府県警察その他の関係機関の意見を聴いて、避難実施要領を定めるものとする。

・市町村長は、国民保護法第18条第1項の規定に基づき、避難住民の誘導を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、応援を求めることができるとされていることから、あらかじめ定めた市町村と都道府県の役割分担に基づき、必要な応援を都道府県知事に求めるものとする。

・市町村長は、国民保護法第16条第5項の規定に基づき、海上保安庁による避難住民の運送が特に必要であると認めるときは、都道府県知事に対し、同法第11条第4項の規定による要請を行うよう求めることができる。

・市町村長は、国民保護法第20条第1項の規定に基づき、自衛隊の部隊等による避難住民の運送が必要であると認めるときは、都道府県知事に対し、同法第15条第1項の規定による要請を行うよう求めることができる。

○都道府県の対応

・都道府県知事は、当該都道府県内の離島に関する避難措置の指示が見込まれる場合には航空機及び船舶を使用する避難住民の運送の求めを行うことに備えて、避難の経路の安全に関する情報について国の武力攻撃事態等対策本部から情報収集し、市町村長に連絡するものとする。

・避難措置の指示を受けた都道府県知事は、避難すべき離島の住民の数、想定される避難方法、現在確保が見込める運送手段、今後不足する運送手段の見込み等について、必要に応じ、国の武力攻撃事態等対策本部に連絡するものとする。

・避難措置の指示を受けた都道府県知事は、離島の住民に対し避難の指示をするに当たり市町村国民保護対策本部等と、また、必要に応じ国の武力攻撃事態等対策本部と連絡調整を行うとともに、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関と可能な限り調整を行い、主要な避難の経路、避難のための交通手段その他の避難の方法を示すこととする。

